256.1
128

0007230000

0007230-000

256．1－128

教育職員恩給法の手引

山野幸次郎・著

中島出版部

昭和１０

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

教育職員
恩

山野幸次郎 著

給法の手引

中島出版部發行

昭和一〇・六・一

256.1-128

序

改正恩給法が施行されてから、茲に一年有半其の間その使命運用については、或は講習會に或は研究會に幾回となく論議し研究されて來たが、併し實際その適用については、實例に徴してこれを見るにまだ十分改正法の意義が理解され、其の適用方法が知悉されて居るとは思へない。

それには今日まで適切な指導手引書がないといふことにも一原因があらうかと思ふ。茲に於て か著者は繁劇な公務の傍ら平素直接の取扱に際し痛感してゐる自身の經驗に基き、從來刊行書の理論的に論議せる部分を平明實際的に解決せんとし、一々豊富なる實例によつて、懇切に解說し疑義の解消に意を注いで居るから、この書によつて改正法令の運用は正しく行はれ得るものと思ひ喜んで、これを教育者各位に薦め一讀を希望する所以である。

昭和十年四月

大阪府學務課長　島田牛稚

自序

昭和八年四月十日改正恩給法が公布されてから、今迄に取扱つた件數は隨分澤山あつた。其等を取扱つてゐる中に、これは恁うした適用法を知つてゐればよかつただらうに、あれは請求手續が間違つて居たゝめに受給が遲れてしまつたのだな、と思ふ度毎に自分は簡易な手引書の必要を感じてゐた。しかしさあ書くとなると相當な準備がいる、まして繁忙な身に時間の餘裕はなく、なか〳〵本の體裁にならない上に意に滿たない點が多いけれども、專ら實際的なものを各項目の下に、關係のあるものは、重複をいとはず集めることにした。たゞこの小さい本が府下の教育者に少しでも參考になるところがあれば幸である。

昭和十年四月

著者しるす

目次

解說

◎教育職員準教育職員の意義……一
◎納　金……二
◎準教育職員の在職年の通算……三
◎休職期間の半減計算……三
◎除算される在職年……三
◎教育職員と他の公務員との在職年の通算……四
◎恩給額算出の基礎俸給額計算方法……五
◎普通恩給……五
◎一時恩給……五
◎扶助料……五
◎一時扶助料……五

◎公務死亡又は傷痍、疾病者の恩給……五八
◎恩給請求並受領手續……六〇
◎年金恩給受給權の調査……七七
◎恩給の負擔分擔……八〇
◎恩給權の處分禁止……八一

法令

◎恩給法……八二
◎恩給法施行令……一一八
◎恩給給與規則……一五四
◎恩給給與細則……一六二
◎一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程……一七五
◎恩給法中大阪府知事ノ裁定ニ係ルモノノ給與細則……一七八
◎恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件……一九二

◎昭和七年法律第十三號施行令……一九三
◎公立學校職員制……一九七
◎公立學校職員待遇官等等級令……二〇三
◎市町村立小學校長及教員名稱及待遇ノ件……二〇七
◎公立幼稚園ノ園長及保姆ノ待遇ニ關スル件……二〇七
◎市町村立幼稚園長及保姆ノ待遇ニ關スル件……二〇八
◎公立學校職員俸給令……二〇八
◎高等官官等俸給令抄……二一四
◎判任官俸給令抄……二一五
◎公立學校職員分限令……二一六
◎公立圖書館職員令……二一八
◎公立學校圖書館職員俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則……二二五
◎青年學校教員資格規程……二二四
◎小學校令抄……二二六
◎小學校令施行規則抄……二二八

◎小學校令施行細則抄……二三四
◎幼稚園令抄……二三七
◎幼稚園令施行規則抄……二三八
◎師範學校長勤續加俸令……二三九
◎公立學校職員年功加俸令……二四〇
◎公立學校職員年功加俸支給細則……二四二
◎市町村立小學校敎員加俸令……二四四
◎市町村立小學校敎員加俸給與細則……二四八

目次（終）

恩給法の手引

◎敎育職員準敎育職員の意義

一、敎育職員（公務員）とは左に掲ぐる者を謂ふ。

參照　恩給法第二十二條

解說

1 公立の學校、幼稚園若は圖書館又は在外指定學校の職員であつて、國庫から俸給を給せない官にある者及び判任官以上の待遇を受けてゐる者の謂である。

判任官以上の待遇を受ける者に就ては次の各項を參照すれば明示されてゐる。

イ、公立學校職員待遇官等々級令

ロ、市町村立小學校長及敎員名稱及待遇ノ件

ハ、公立幼稚園ノ園長及保姆ノ待遇ニ關スル件

ニ、市町村立幼稚園長及保姆ノ待遇ニ關スル件

ホ、公立圖書館職員令

2　道府縣立師範學校長

二、準教育職員（公務員に準ずべき者）とは官立又は公立の學校及び幼稚園の職員であつて、左に掲げる者を謂ふ。

參照　恩給法第二十二條

解說

1　教授心得、助教授心得、教諭心得、准訓導であつて、專任教員たる者（施行令第九條）

2　判任官の待遇を受けない保姆であつて專任たる者（施行令第九條）

注意　判任官の待遇を受けない保姆といふのは、大正十五年四月二十二日以前の幼稚園保姆であつて小學校の本科正教員であるべき資格を有してゐないものを言ふのである。

次ぎに注意すべきは講師、囑託、代用教員、代用保姆、學校醫、學校衛生婦等は恩給法上に言ふ教育職員、準教育職員の何れにも該當してゐないから、これらの在職年は通算されないのである。

◎納　金

一、個人納金

解說

1　朝鮮、臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校（實業補習學校）、幼稚園、盲學校、聾唖學校、青年學校（差當り恩給法を改正せられないが恩給法上總て從來の實業補習學校と同樣に取扱はる）及小學校に類する各種學校の教育職員は、毎月其の俸給（又は給料）の百分の一（改正前は納金なし）を其の府縣に納付することになつてゐる。

參照　恩給法第五十九條

注意　大阪府に於ては右納金は此等學校職員に俸給（又は給料）の支拂をする場合に於て之を控除して府金庫へ拂込むことになつて居るのである。

イ、本俸の納金手續は次の規定に依つて取扱はれてゐる

參照　恩給法第五十九條第三項但書ニ依ル納金ニ關スル規則（昭和九年三月三十一日大阪府訓令第五號）

第一條　市區町村長又ハ町村學校組合管理者公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ニ俸給（又ハ給料）ノ支拂ヲ爲サトンスルトキハ其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル府納金ヲ控除シタル殘額ヲ支拂フヘシ

第二條　前條ニ依リ控除シタル府納金ハ毎翌月五日迄ニ府金庫ニ拂込ムヘシ

第三條　市區町村長又ハ町村學校組合管理者ハ毎月左記樣式ノ府納金額表ヲ調製シ公立ノ小學校、實業補習學校、幼

稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校別ニ編綴スヘシ

附　則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

様　式

何年度
何年何月分　府納金額表

府納金額	俸給（又ハ給料）	摘要	職名	氏名
円	円			
		合計		

備考　俸給（又ハ給料）ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ新任、轉職、退職及休職等ノ場合ハ其ノ事由並ニ年月日ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

ロ、年功加俸特別加俸の納金手續

學校から提出の仕譯書（加俸支給方法參照）によつて、府に於て納金を差引き其の殘額を支給することになつて居る。

解　說　2、1に記載した以外の學校即ち中等程度以上の學校の教育職員は毎月其の俸給（又は給料）の百分の二（改正前は百分の一）を國庫に納付すること。

參　照　恩給法第五十九條

注　意　大阪府に於ては府立學校以外の教育職員の年功加俸に對する分は、府に於て支給の節納金を差引き、其の他の納金は次の手續によつて居るのである。

參　照　國庫納金收入取扱手續（大正十三年一月十日大阪府訓令第一號）

第一條　大正十二年勅令第四三九號第十一條第一項ノ規定ニ依リ國庫納金ヲ控除シタル當該官吏又ハ吏員ハ第一號書式ニ依ル仕譯書ヲ添付シ主任收入官吏ニ納付スヘシ

第二條　大正十二年大藏省令第三十號第六條前段ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ第二號書式ニ依リ報告書ヲ調製シ毎年四月五日及十月五日迄ニ當府歲入徵收官ヘ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年十月八日ニ遡リ之ヲ適用ス

第一號書式（半紙竪紙ヲ用ユヘシ）

教育職員（文官）納金仕譯書

一金何圓何錢也

大正何年何月分國庫納金

內譯

納金額	俸給支給額 本俸	俸給支給額 年功加俸 職務加俸	事由	職名	氏名
円	円	円	「年俸何圓ノ月割」 「何月何日月（年）俸何圓ニ拜命」 「何月何日何學校ヘ轉任」 「何月何日休職」 「何月何日月俸何圓ヨリ何圓ニ増俸」 「月俸何圓ノ處何月何日ニテ病氣缺勤九十日ニ付翌日ヨリ日割支給」 「月俸何圓ノ處何月何日ヨリ何日迄勤務演習ノタメ陸軍ヨリ何圓何錢支給ニ付其差額」		

右ノ通候也

大正　年　月　日

官　職　氏　名　印

大阪府主任收入官吏官氏名宛

備考　加俸ノ支給ナキ各解ハ「俸給支給額」ノ欄ニ區分記載ヲ要セス

第二號書式（半紙罫紙ヲ用ユヘシ）

自大正何年何月
至大正何年何月　教育職員國庫納金額報告書

學校名	國庫納金	計	何月分計	何月分計	何月分計	何月分計	何月分計	何月分計
何々校	円 ―	円 九五六・九六一	円 一七〇・〇〇〇	円 一七〇・〇〇〇	円 一五六・七一〇	円 一五五・〇〇〇	円 一五五・〇〇〇	円 一五〇・二五一
何々校	―	三九七・四二八	六九・〇〇〇	七一・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六七・二二八	五〇・〇〇〇
合計	一三・五四〇	一、三五四・三七九	二三九・〇〇〇	二四一・〇〇〇	二二六・七一〇	二二五・〇〇〇	二二二・二二八	二〇〇・二五一

右及報告候也

大正　年　月　日

官　職　氏　名　印

歳入徴收官知事宛

備考　一、各學校別ニ區分記載スヘシ
　　　二、俸給支給額ハ凡テ厘位迄計上スヘシ

3　準教育職員に對しては納金の規定がないから納金の要がないことになつてゐる。

4　納金は現實に受領するところの俸給々料額を基礎として計出するのであるから、短期現役服役や体

職又は欠勤等の原因に依り俸給が二分の一或は三分の二を減ぜられた時は、その減額せられた額に對して法定額を納金すればよいのである。

5　改正規定の適用

參照　恩給法附則第九條

解說　イ、昭和九年四月一日以後、就職の者は就職の月から直に百分の一又は二の納金をすることになつてゐる。

注意　代用教員が正教員に改任された場合には、其の月から納金するのである。

ロ、昭和九年四月一日以前から引續き在職の者の納金は從前の通りで、若し此處に俸給（又は給料）が昇給若は增額せられたる場合は、其の翌月から百分の一又は二の納金を要するのである。

注意　イ、轉官職の場合新官職の俸給が前俸給より多額である時は、之を昇給と看做される（施行令附則第四條）

ロ、本俸及び加俸を併せ受くる場合に於て其の何れかの一に付いて、昇給又は增額された時は、本俸及び加俸の總てに納金が必要となる。即ち俸給のみが昇給になつても、俸給及び加俸の全額に、又加俸のみが增額されても、俸給及加俸の全額に付各其の百分の一又は二を納金することゝなる譯けである。

例　小學校教員に於て年功加俸の加給を受けたる場合加俸額の僅少の增額の爲、新に納金を要することになつて、納金額が加給額よりも多額となる場合が生じ得る譯けで、斯の如き場合に於ても改正規定によるところの納金をせねばならない事である。

ハ、俸給の法令に依る增額（俸給令改正に依る增額等）のあつた場合其の增額分が改正規定に依つて納金が增額し又は新に納付することになつた額以下の場合に限つて、俸給の增額がなかつたものとして取扱はれる。（施行令附則第四條）

注意　左記の者新官職に依つて受ける俸給額（本俸が增額せられて轉任はしたもの、その轉任によつて曩に受けてゐた年功加俸が、支給されないやうになつたもの）が轉任前の俸給額（本俸及加俸を合せたところの額と同額若は少額となつた場合には、新に納金を要せないものと解すべきである。

一、年功加俸を受くる他府縣公立小學校訓導が、本俸增額の上本府公立小學校訓導に轉任して來た場合。

一、公立學校職員年功加俸を受けてる公立學校職員（師範學校訓導、實業補習學校教諭等）が本俸增額の上公立小學校訓導に轉任の場合。

一、年功加俸を受けてゐる公立小學校訓導が本俸增額の上公立幼稚園保姆に轉任した場合。

二、國體納金

解說 1 公立圖書館職員、公立中等程度以上の學校教育職員に俸給を給する者は、其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に納付せねばならぬ。（恩給法第十八條）

但恩給法附則第九條の規定の必要がないやうになる迄は、前記の改正規定に拘らずに個人納金と同額の金額を國庫に納付することになつてゐる。（恩給法附則第四條）

2 公立の小學校、青年學校（實業補習學校）等個人納金（三頁參照）に示された學校教育職員に對して俸給を給する者は、其の俸給の百分の一の金額を府縣に納付する。（恩給法第十八條）

參照 恩給法ニ依ル市町村納金ニ關スル規則（大正十三年九月十五日大阪府訓令第十一號）

第一條 恩給法第十八條第二項ニ依リ市町村ヨリ納付スヘキ金額ハ毎年度左ノ四期ニ區分シ其ノ翌月ニ納付スヘシ

第一期	一月、	二月、	三月
第二期	四月、	五月、	六月
第三期	七月、	八月、	九月
第四期	十月、	十一月、	十二月

第二條 前條ノ納金ハ市町村長ニ於テ納期ノ月十五日迄ニ納付書ニ依リ其ノ市町村ヲシテ府金庫ニ納付セシムヘシ

第三條 市町村長ハ左記樣式ニ依リ納金整理簿ヲ備ヘ小學校、實業補習學校、公立幼稚園、盲學校、聾啞學校及其他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ口座ヲ設ケ收入ノ補助簿トス

第四條（削除）

附則

第五條 本令ハ大正十二年十月一日ニ遡リ之ヲ適用ス

第六條 明治三十五年三月大阪府令第三十六號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條納金ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

樣式

氏名	第一期		第二期		第三期		第四期		備考
	俸給	納金	俸給	納金	俸給	納金	俸給	納金	

解說 3、1、2、共に年功加俸、特別加俸に對する納金は、府縣から之を關係經濟へ納付するのである。

◎ 準教育職員の在職年の通算

解說 改正法に依つて恩給法第九十九條が削除せられたので、大正十二年十月一日以後の準教育職員の在職年は、準教育職員が引續いて教育職員となつた場合に限つて、教育職員に接續する勤續年月數の二分の一に相當した年月數を通算されることになつたのである。（恩給法第四十二條）此處に注意すべきは大正十二年九月三十日以前の在職年であつても、十月一日以後に引續いた部分に限つて、通算せられることになつて居る。

例

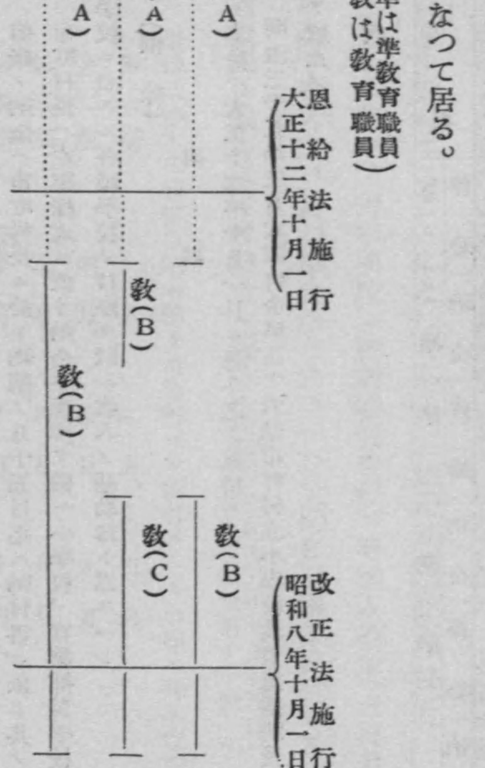

◎ 休職期間の半減計算

解說 休職者は實際に於て職務を執らないが、勿論退職といふ譯でもない（小學校令施行規則第百二十五條公立學校職員分限令第十條）それであるから其の在職年數は現職者と同じ樣に從來では通算されてきたのであるが、實際に職務を執つた期間と同樣の取扱をなすことは、不合理だと認められ昭和八年十月一日以後に於いては、休職期間一月以上に亘るものは之を半減することになつたのである。（恩給法第四十條ノ二）しかし次のやうな期間は半減されないことになつてゐる。

注意 （一） 現實に職務を執らねばならぬ日のあつた月は半減されないのである。（施行令第十九條ノ二）即ち左記の場合はその月は半減せないで、一月として計算するのである。

例 三月二日付休職
五月三十日付復職

（二） 昭和八年九月三十日以前の休職期間は改正規定に拘らず從前の規定に依つて、半減せないで一年は一年として計算されるのである。（恩給法附則第五條）

（三） 昭和八年九月三十日以前の休職者であつて同年十月一日以後に期間滿了となつた場合にても、そ

の休職期間に對しては改正規定を適用せないで、やはり一年は一年として計算される譯である。（恩給法附則第六條）

例　一、

在職　十六年（八月に）

休職　昭和八年九月三十日

休職滿期
自然退職　同　九年九月二十九日

在職年合計　十七年一ヶ月

以上によつて普通恩給權がある。

例　二、

在職年　十六年（十一月に）

休　職　昭和九年十二月十日

休職滿期
自然退職　同　十年十二月九日

在職年合計十六年七ヶ月

以上となり普通恩給權がなくて一時恩給を給せられることになるから注意が肝要である。

◎除算される在職年

參　照　恩給法第四十一條

解　說　除算される在職年とは、實在職年が次のやうな場合に恩給計算上除外せられその在職年は、恩給法上價値のないものとなるのである。

（一）　普通恩給又は增加恩給を受ける權利が、恩給法第五條及第九條の規定即ち時効、處刑等によつて消滅した場合に、其の恩給の基礎となつた在職年即ち右の在職年は爾後在職年の計算から控除せられるのであるが、一時恩給の基礎となるべき在職年は請求權が七ヶ年で時効にかゝつて消滅しても、後日再就職した場合普通恩給を受くべき在職年には通算せられるのである。

（二）　第五十一條の規定即ち懲戒懲罰又は教員免許狀褫奪の處分等によつて、公務員が恩給を受けるところの資格を失なつた在職年。

（三）　在職中二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合の在職年月數。

但し執行猶豫の言渡を受けた者を除く。

（四）　公務員退職後在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）によつて禁錮以上の刑に處せられた時

は其の犯罪の時を含む引續いた在職年月數。

注意 この規定は改正法で新に加へられた事項であつて、職務に關する犯罪とは、職員であるといふ身分と其の行爲とが相當因果關係のある犯罪で、例へば職權の濫用文書僞造及賄賂等の罪をいふのである。

(五) 公務員の不法に其の職務を離れた月迄の在職年月數。

(六) 尚次の在職年は之を除算せられる。

1、俸給（月手當を除く）の支給を受けない兼務の在職年

2、無給の在職年（有給となればそれ以後の在職年のみ通算せられるのである）

3、大正十二年九月三十日以前の自己便宜の退職によつた在職年。

例

大正二年三月三十一日 就職
同 八年二月 一日 病氣退職 ｝六年一時恩給支給

同 十年五月 十五日 就職
同 十二年五月 二日 家事都合で退職 ｝二年一ヶ月一時恩給權なし

大正十三年一月三十一日 就職
昭和 八年九月二十五日 退職 ｝九年九ヶ月

右の場合大正十二年五月の自己便宜の退職による在職年二年一月のみを除算して、前の六年の在職年は法律の條件を充たした退職であるから、後の九年九ヶ月とを合算し十五年九ヶ月として之に普通恩給を支給するかといふと決してさうでなく、自己便宜に依つて退職したる前在職年は總て除算せられて、最後の九年に對する一時恩給だけを給與せられるのである。しかし大正八年二月一日病氣退職の節在職十五年以上に達し已に退隱料（普通恩給）を受けたる場合は自己の便宜による在職年（二年一ヶ月）のみを控除し前後の在職年を通算して恩給を改定するのである。

◎ 教育職員と他の公務員との在職年の通算

一、改正法施行前

改正法の施行せられる迄は、恩給法第九十九條の規定によつて教育職員は教育事務に從事する文官以外には、他の公務員の在職年とは互に通算せられなかつたのである。

(1) 恩給法第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、公務員又ハ四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

（以下省略）

(2)　恩給法第九十九條　第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ付テハ當分ノ內之ヲ適用セス其ノ退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ規定ノ施行セラルヽ期間內ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ揭クル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス第一項ノ規定ノ施行セラルヽ期間內ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

二、改正法施行後

昭和八年十月一日から施行の改正法で恩給法第九十九條が削除された爲大正十二年十月一日以降の教育職員の在職年は他の公務員の在職年と通算せられる樣になつた（恩給法附則第十九條）

勿論第九十九條の削除によつて第五十八條が適用され普通恩給受給者が、公務員として再就職する時はその恩給は全額停止（從前は差額停止）されることになつた。

尙在職年の通算に關しては次のやうな例外及他の公務員としての普通恩給受給者の再任改定等の場合があつて、今後教育職員と他の公務員との在職年の通算關係は複雜多岐に涉るを以つて、個々の場合について疑問の點は著者に質されたい。

1、大正十二年九月三十日以前の在職年は同日以前の他の公務員の在職年とは舊法の例によつて通算されないのである。（恩給法附則第十九條）

2、大正十二年十月一日以降の在職年であつても恩給法第九十九條の規定によつて、差額停止の利益を受けた期間及引續きその利益を受けつゝある期間の在職年に對しては、他の公務員の在職年とは通算せられないのである。（恩給法附則第十七條第十八條）

3、大正十二年九月三十日以前から在職し引續き同年十月一日以後現に在職して居る者に對しては、十月一日以前の在職年と雖もその引續いた在職年に限つて、他の公務員の在職年と通算せられるのである。（恩給法第十九條第九十條）

例　教は教育職員他は其の他の公務員を示す。

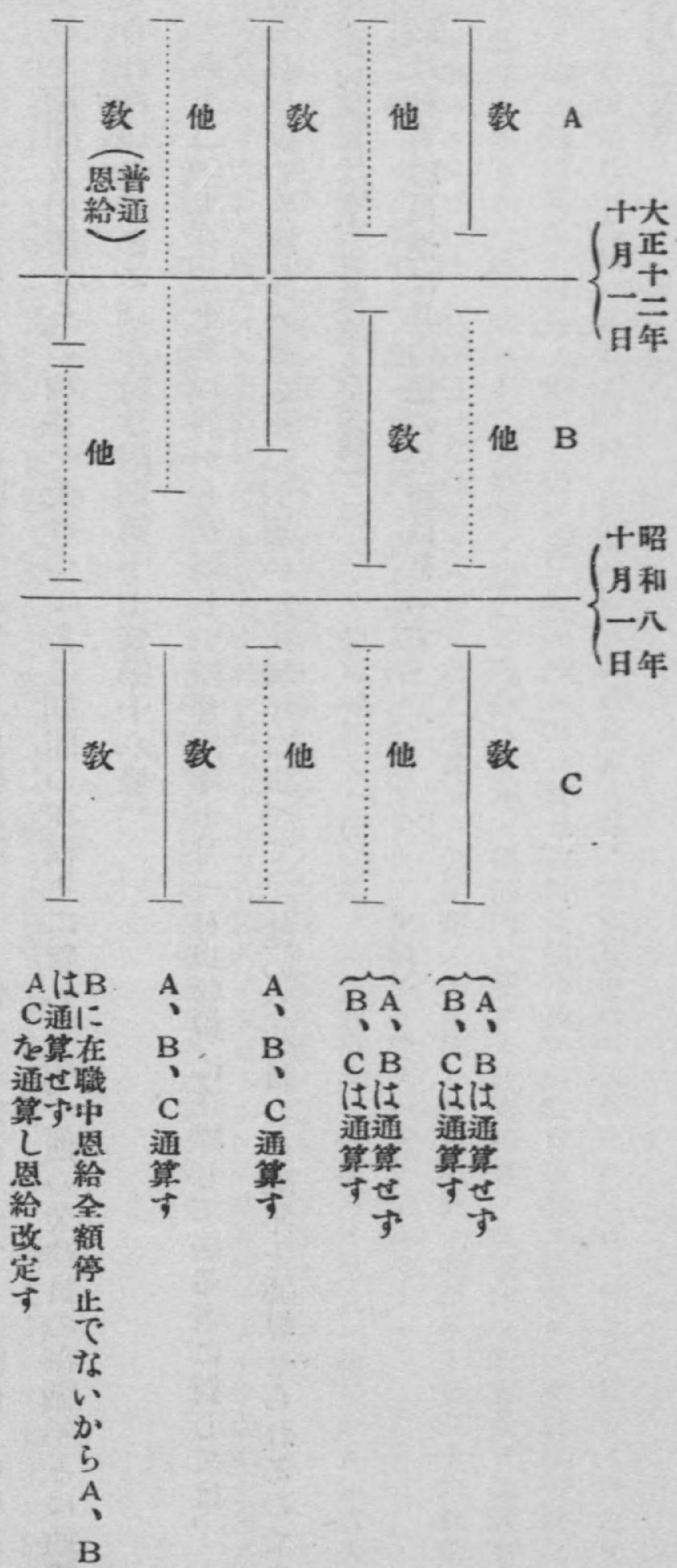

◎ 恩給額算出の基礎俸給額計算方法

解説（一）　恩給法に於て俸給とは、本俸及之に準ずべきもの〻謂である。（恩給法第四十四條）

A、本　俸

本俸とは加俸及び職務俸に對して言ふ語で普通に謂ふ俸給とか或は給料と謂ふのであつて年俸月俸であ

るから兼任に對するところの年手當、月手當等は恩給法に言ふ俸給とは言ひ得ないのである。

B、準本俸

本俸に準ずべきものとは、次に列擧せるものを言つてゐる。（恩給法施行令第二十條）

1、年功に因る加俸

即ち公立學校職員年功加俸令、師範學校長勤續加俸令及市町村立小學校教員加俸令に依る年功加俸

2、市町村立小學校教員加俸令に依る特別加俸

3、官立又は公立大學教授又は助教授の職務俸

C、俸給の合算額

二以上の官職を有し各官職に付俸給を給せらる〻場合には、その俸給額を合算したるものを以て其の者の俸給額とするのである。

解説（二）　恩給額算出の基礎となる俸給年額及び俸給月額

恩給法改正前の恩給額は總て退職又は死亡當時即ち最終の俸給額を基礎として算出したのであつたが改正法實施後即ち昭和八年十月一日以後は特例を除く外總て退職前一年内の俸給總額を俸給年額として、其の十二分の一に相當する金額を俸給月額と稱せらる〻やうになつたのである。以下その算出方法に付

説明することにするが最も注意すべきは、恩給法第五十九條ノ二の但書と附則第十條であると思ふ。

關係條文

一、恩給法第五十九條ノ二

本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年内ノ俸給（軍人及準軍人ニ在リテハ各階等ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス）ノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ

一、公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ（軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸トス）ニ付テハ一級、其ノ定ナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス

二、前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年内ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年以上据置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限リ前號ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

二、恩給法附則第十條

第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員カ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤續シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

三、恩給法施行令第二十四條ノ九

恩給法第五十九條ノ二ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一、初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス

二、月ノ中途ニ於テ昇給アリタルトキハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス

三、休職罰俸等ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來給與セラルヘキ俸給額ニ依ル

四、恩給法施行令第二十四條ノ十

恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル

一、級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸級額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ

二、同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ俸給ト看做ス

三、轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス

五、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件（別頁參照）

六、昭和七年法律第十三號施行令（別頁參照）

注意　昭和六年六月又は七月減俸の爲改正せられたる俸給規定即ち現行俸給令によつて俸給を受けるもの、恩給計算に就ては減俸前の俸給額に還元し之を基礎俸給額とすることになつて居るのである。即ち一、二、三、四の規定によつて俸給額を算出し之を五、六の規定に依つて減俸前の俸給額に還元するのである。

設例

一、別表三七頁俸給額表參照
二、級俸金額中括弧内「七級九五圓（一〇〇圓）」は減俸前に還元したる額を示す
三、小數は小學校敎員、中敎は中等學校職員

一、普通一般の場合の俸給年額算出法

解說　退職前一年内といふのは、退職の日に屬する年の前年の應當日の翌日から退職の日迄の期間即ち曆に依る一年間を云ふのであるが、結局俸給總額といへば、退職の月から遡り十二ヶ月間に於ける俸給額をいふことになる。

A 小敎

九級七五（七五）
↑……一　年……↓
退　職

九級（七五）俸の十二ヶ月分即ち九〇〇圓

B 小敎

七級九五（一〇〇）
↑……一年休職……↓
休職滿期退職

休職期間は恩給法上在職年の計算には半減せられるが俸給年額算出の場合には半減計算せないで曆法に依るからAの場合と同樣であるが七級九五圓の十二ヶ月分即一一四〇圓と計算するのではなく減俸前の俸給額に還元したる額即ち九五圓は減俸前の一〇〇圓に相當するから一〇〇圓の十二ヶ月分即ち一、二〇〇圓と計算するのである。

C 小敎

九級七五（七五）
↑……一　年……↓
退　職

八級八五（八五）

九級（七五）の十一ヶ月分と八級（八五）の一ヶ月分との計即ち九一〇圓で、改正前なれば八級（八五）の十二ヶ月分即ち一、〇二〇圓としたのである。

D 中敎

五級一〇五（一一〇）
↑……十　月……↑　↑二月……↓
四級一一五（一二〇）
↑……一　年……↓
退　職

一一〇圓（五級一〇五圓の減俸前の額）の十ヶ月分と一二〇圓（四級一一五圓の減俸前の額）の二ヶ月分との計即ち一、三四〇圓とする。

二、公務傷病の爲退職又は死亡の際昇給のあつた場合の年額算出法

A 小數

十級六五(六五)
……年數を不問……
五級一一五(一二〇)
退職

昇給中一級だけ一年前に昇給せられたるものとして計算されるのであるから九級（七五）の十一ヶ月分と五級一一五圓の減俸前の額即ち一二〇圓の一ヶ月分との計即ち九四五圓となるのである。

B、Aの場合二十年以上教育職員として勤續の場合には二級だけ一年前から昇給せられたるものとして計算するのであるから、

八級（八五）の十一ヶ月分と一二〇圓の一ヶ月分との計即ち一、〇五五圓となるのである。

三、退職前一年内に昇給があつた時にその昇給が前俸給二年以上据置の場合の年額算出法。

A、二年以上据置とは暦法に依り日を以て數へた滿二年をいふのであつて、本俸と加俸とを併せ受くる場合に於ては、二年以上据置の期間は各別に計算するのである。

B 小數

六級一〇五(一一〇)
……一年六月……
……六月……
……二年……
五級一一五(一二〇)
退職

六級から五級に昇級したのが一年六ヶ月で二年未滿であるからこの俸給年額は一一〇圓（六級一〇五

圓の還元額）の六ヶ月分と一二〇圓（五級の還元額）の六ヶ月分との計一、三八〇圓。

C 小數

六級一〇五(一一〇)
……二年……
五級一一五(一二〇)
退職

二年以上据置であるから一級を一年前から昇給があつたものとして一二〇圓の十二ヶ月分一、四四〇圓

注意 Bの場合から昇給が六ヶ月間も遲れて居るのに俸給年額が六〇圓（一、四四〇圓と一三八〇圓との差）もの多額となるのであるから此點は改正法運用上特に注意を要するのである。

D 中數

三級一二五(一三〇)
……二年……
二級一三五(一四〇)
……八ヶ月……
一級一四五(一六〇)
退職

三級から二級への昇給は二年以上据置であるから退職一年前よりの昇給があつたものと看做し一四〇圓（二級の還元額）の十一ヶ月分と一六〇圓（一級の還元額）の一ヶ月分との計 一、七〇〇圓といふ譯である。

四、俸給二年以上据置にして二十年以上勤續の場合の年額算出法

A 小教

三級一三五(一四五)　一級一六五(一八〇)

↑……二[illegible]年……↓　退職

イ、勤續二十年未滿の場合俸給据置二年以上經過すと雖も、右の例によると三級の一級上位である一六〇圓（二級の還元額）の十一ヶ月分と一八〇圓（一級の還元額）の一ヶ月分の計一九四〇圓といふ具合に計算する。

ロ、若しこの例が二十年以上勤續の場合とすれば、二級を一年前から昇給してあつたものとして一八〇圓（一級の還元額）の十二ヶ月分即ち二一六〇圓と算出することは一見わかりきつたことのやうに平凡に取扱はれさうだが、次のハ、の場合の例と比較しやうものなら改正法上一番大切な箇所になつてくる。

B 小教

三級一三五(一四五)　一級一六五(一八〇)

↑…一　年…↓　退職

ハ、右の場合教育職員として二十年以上勤續といふ特權と効績とを有ちながら、その俸給が二年以上据置の後昇給せられたのでないから、俸給年額は一四五圓の十一ヶ月分と一八〇圓の一ヶ月分即ち一七七五圓で一八〇圓の十二ヶ月分二一六〇圓とはならんので、ロ、の場合に比し、同じく二十年以上勤續といふ特權の所有者でしかも最終俸給を同樣に一級に昇給してありながら、俸給が二年以上据置である。ロ、の場合と、据置でない。ハ、の場合とでは、其の結果が、次の數字に明示される程の相違を生じて來るとは、改正法の運用の妙味を滿喫し得意の笑を浮べた各位の顏が想像されて著者が特に細心の注意を促した所以である。

	ロ、の場合	ハ、の場合	差額
俸給年額	二、一六〇圓	一、七七五圓	三八五圓少シ
恩給年額	八〇七圓	六六三圓	一四四圓少シ

（二十年在職として）

C 小教

二十年以上　三級一三五(一四五)

↑……二　年……↓　退職

ニ、右の例は教育職員として二十年以上勤續でしかも三級を受けてから二年を經過した後に退職したのではあるが、退職に際して昇給がなかつた爲め俸給年額は一四五圓の十二月分即ち一七四〇圓となる。しかしこんな例は稀だと思ふが爲念に。

五、級俸の定めなきものゝ俸給年額計算法

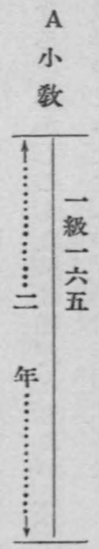

イ、特別俸は級俸の定なきものと解し昇給前の俸給即ち、一級一六五圓の百分の十五増の金額を限度として、一年以前から昇給せられたものとして取扱ふのであるから、一六五圓にその一割五分の二四圓七五錢を加へたる一八九圓七五錢の十一ヶ月分と二一五圓の一ヶ月分の計二三〇二圓二五錢が俸給年額となるのである。

ロ、イ、の場合教育職員として二十年以上勤續の時は一六五圓の百分の三十増となるのであるから、一六五圓に其の三割を加へた二一四圓五〇錢の十一ヶ月分二一五圓の一タ月分即ち二、五七四圓五〇錢が俸給年額となるのである。

右二つの例とも恩給額算出に際しては、その俸給年額を減俸前の俸給額に還元してから決定するのであつて、其の方法は後述する當分給の還元の場合に讓ることにした。

注意 勤續二十年以上の小學校訓導で二級俸を受け現俸給支給期間二ヶ年以上据置かれた後退職の際先づ一級俸（現行法令の關係上）となり即日特別俸に昇給した二階級は認められるが、一級俸を受けた翌日以降に於て特別俸を受けて退職した時はその俸給年額の計算は一級俸の十一ヶ月分と特別俸の一ヶ月分との合計額を以て基礎額とするのである。

六、當分給の一級又は二級上位の金額算出並に其の還元法

A當分級の一級上位

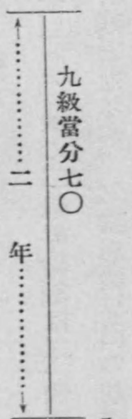

右の場合九級で二年据置の後八級となつたのであれば、其の俸給年額は、八級八五圓の十二ヶ月即ち一、〇二〇圓となるのであるが、九級當分七〇圓であるから、施行令第二十四條ノ十によつて次の方式をもつて、當分給の一級上位の額を算出することになる。

$$\text{給與級俸の直近上位の級俸額} \times \frac{\text{當分給額}}{\text{當分給の給與級俸額}} = \text{當分給に對する一級昇給額（但し圓位未滿は之を圓位に繰上）}$$

即 85 × $\frac{70}{75}$ = 79.33 答 80

九級當分七〇圓の一級昇給の額は八〇圓となることがわかりA、の俸給年額は八〇圓の十一ヶ月分と八五圓の一ヶ月分即ち計九六五圓の額を得る。

B、當分給の二級上位

中　教	四級當分二一〇〇圓	二級二五〇〇圓
	←……二　年……→	退職(二十年以上勤續)

右の例を見ると四級であれば、二階級昇給を認め二級俸を以て俸給年額とするのであるが、何分四級當分ときてゐるから、當分給の二階級の昇給額を算出する手數が生じてくるわけである。

給與級俸の二級上位の俸給額 × $\frac{\text{當分給}}{\text{當分給の給與級俸}}$ ＝ 當分給に對する＝級昇給額（但し圓位未滿は之を圓位に繰上）

即2500 × $\frac{2100}{2150}$ ＝2442

四級俸當分二、一〇〇圓の二級昇給額は二、四四二圓となるから其の十一ヶ月分と二、五〇〇圓の一ヶ月分との合計額となるが、勿論恩給算出の基礎俸給算定額とする時は之を前述の如く減俸前の俸給額に還元して行ふのである。

C、當分給の還元方法

當分給 × $\frac{\text{直近下位の級俸の減俸前の額}}{\text{直近下位の級額}}$ ＝ 還元額(圓位未滿は切捨)

2,442（二級2,500の當分に當る）× $\frac{2600(\text{3級の舊額})}{2330(\text{3級})}$ ＝2,724

說明すれば二級二、五〇〇圓の還元額は二、八〇〇圓であるけれど、二級當分二、四四二圓とあるがために二、七二四圓といふ算定額を得ることになる。

D、結局Bの場合に於ての恩給基礎俸給年額は二、七三〇圓三三錢と決定を見たわけである。

2,724 × $\frac{11}{12}$ ＝2,497

2,800 × $\frac{1}{12}$ ＝233.33

2,497 ＋ 233.33 ＝ 2,730.33

七、轉官職に依る俸給の增額の場合に於ける俸給年額

實業補習學校教諭	小學校訓導	昭和八年九月十五日
十一級五〇	九級七五	
←…二年以上…→	←…翌日ヨリ六ヶ月休職→	退職　昭和九年二月三日

50圓(11級) × 1.15 ＝ 57,50圓 ｛二年以上据置であるが故に一級を認められるも1級上位の55圓は50圓の $\frac{15}{100}$ の金額より少額であるから50圓の $\frac{15}{100}$ を加へたものを1級上位の額と見做す

57.5圓×6＝345圓(1級上位の6ヶ月分)

75圓×6＝450圓(9月から2月迄の6ヶ月分)

345圓＋450圓＝795圓(俸給年額)

八、退職前の俸給月額

退職前の俸給月額といふのは、前に述べた方法によつて算出された俸給年額の十二分の一に相當する金額を謂ふのである。

從來は一時恩給、一時扶助料はともに退職又は死亡當時の俸給月額を基礎としたのであるが、改正後は總て退職、死亡二つながら最後の增俸は一ヶ月分を含む以前の俸給月額を基礎とすることになつたのである。

九、年功加俸、特別加俸の如き準本俸も同じく前述の規程を適用して夫々退職前一年內の金額を算出するのであるが、その計算方法は之を除き大阪府に於けるところの年功加俸の還元額を表示することにした。

イ、公立學校職員年功加俸　(恩給計算には舊額を用ふ)

勤續年數＼種別		學校長所長、教諭、助教諭、舍監		訓導保姆	
		俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未滿	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未滿
勤續五年以上十年未滿	現額	一〇八円	七二円	八四円	四八円
	舊額	一二〇	七二	九六	四八
勤續十年以上十五年未滿	現額	一五六	一〇八	一三二	八四
	舊額	一六八	一〇八	一四四	八四
勤續十五年以上	現額	二一六	一四四	一九二	一二〇
	舊額	二四〇	一四四	二一六	一二〇

ロ、小學校教員年功加俸

昭和六年七月に總額に於て一圓を減ぜられたるものは、恩給計算には一圓を減ぜられない元の額として行はれるのである。

一〇、級俸定額の還元方法

A、小學校教員俸給

小學校教員の俸給月額中本科正教員は九五圓以上、專科正教員は八五圓以上の場合に於て新俸給額を昭和六年七月改正以前の俸給（大正九年八月施行俸給令）に還元する必要が生じてくるのであつて、是がとりもなほさず恩給計算の基礎となるべき俸給額となるのである。今その俸給額の還元方法を次に示さう（次表小學校教員俸給令改正沿革表參照）

（一）七級九五圓（1）は昭和六年改正當時の四級上俸九五圓（2）に該當し、その四級上俸は減俸改正前の一〇〇圓（3）に相當するから、七級九五圓（1）を受くる者は、一〇〇圓（3）として計算するのである。

（二）五級一一五圓（イ）は——三級上俸一二〇圓（ロ）——三級上俸一二〇圓（ハ）となる。

（三）一級一六五圓（A）は——一級上俸一六五圓（B）——一級上俸一八〇圓（C）となる。

B、公立學校職員俸給

現給額を舊額に還元し計算するのである。（次表中公立學校職員俸給令參照）

小學校教員俸給令改正沿革表

改正年度	級俸 種別	上下	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
大正九年八月俸給令改正	本正	上	C 一八〇	一四五 ハ 一二〇	3 一〇〇	八五	七五	六五	五五	四五						
	特別俸二四〇	下	一六〇	一三〇	一一〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇					
	專正	上	一二〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三五						
	特別俸一六〇	下	一一〇	九〇	七五	六五	五五	四五	三五							
	准訓	上	六〇	五〇	四〇	三三										
		下	五五	四五	三五	三〇										
昭和六年七月一日俸給令改正	本正	上	B 一六五	一三五 ロ 一一五	2 九五	八五	七五	六五	五五	四五						
	特別俸二五	下	一四五	一二五	一〇五	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇					
	專正	上	一二五	九五	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三五						
	特別俸一四五	下	一〇五	八五	七五	六五	五五	四五	三五							
	准訓	上	六〇	五〇	四〇	三三										
		下	五五	四五	三五	三〇										

本正 特別俸二五	專正 特別俸一四五	訓准
A 一六五	一一五	六五
一四五	一〇五	五五
一三五	九五	四五
一二五	八五	四〇
イ 一一五	七五	三五
一〇五	六五	三〇
1 九五	五五	
八五	五〇	
七五	四五	
六五	四〇	
五五	三五	
五〇		
四五		
四〇		

昭和八年十一月一日改正 俸給令

公立學校職員俸給令（俸給額中右ハ現給額左ハ舊額ヲ示ス）

一、判任官待遇ノ分

	專門學校 實業專門學校 大學豫科 助教授	高等學校 高等女學校（高等科ヲ置キタルモノ） 生徒主事補	實科高等女學校 女子實業學校 青年學校（實業補習學校） 盲學校 聾啞學校 學校長	高等學校 師範學校 中學校 高等女學校 實業學校（實業專門學校ヲ除ク） 青年學校 盲學校 聾啞學校 敎諭
一級			一四五円 一六〇	
二級			一三五円 一四〇	
三級			一二五円 一三〇	
四級			一一五円 一二〇	
五級			一〇五円 一一〇	
六級			九五円 一〇〇	
七級			八五円 九〇	
八級			七五円 八〇	
九級			六五円 七〇	
十級			五五円 六〇	
十一級			五〇円 五五	
十二級				
十三級				

級俸	專門學校 實業專門學校 高等學校 書記	師範學校 盲學校 聾啞學校 訓導	高等學校 師範學校 中學校 高等女學校 實業學校 （實業專門學校ヲ除ク） 青年學校 盲學校 聾啞學校 助教諭
	一四五円 / 一六〇	一三五円 / 一四〇	一一五円 / 一二〇
	一三五円 / 一四〇	一二五円 / 一三〇	一〇五円 / 一一〇
	一二五円 / 一三〇	一一五円 / 一二〇	九五円 / 一〇〇
	一一五円 / 一二〇	一〇五円 / 一一〇	八五円 / 九〇
	一〇五円 / 一一〇	九五円 / 一〇〇	七五円 / 八〇
	九五円 / 一〇〇	八五円 / 九〇	六五円 / 七〇
	八五円 / 九〇	七五円 / 八〇	六〇円 / 六〇
	七五円 / 八〇	六五円 / 七〇	五五円 / 五五
	六五円 / 七〇	六〇円 / 六〇	五〇円 / 五〇
	五五円 / 六〇	五五円 / 五五	四五円 / 四五
	五〇円 / 五〇	五〇円 / 五〇	四〇円 / 四〇
	四五円 / 四五	四五円 / 四五	
	四〇円 / 四〇	四〇円 / 四〇	

師範學校 中學校 高等女學校 實業學校 （實業專門學校ヲ除ク） 青年學校 盲學校 聾啞學校	舍監　保姆　書記
	一一五円 / 一二〇
	一〇五円 / 一一〇
	九五円 / 一〇〇
	八五円 / 九〇
	七五円 / 八〇
	六五円 / 七〇
	六〇円 / 六〇
	五五円 / 五五
	五〇円 / 五〇
	四五円 / 四五
	四〇円 / 四〇
	三五円 / 三五
	三〇円 / 三〇

二、奏任官待遇ノ分

專門學校、實業專門學校、大學豫科高等學校、

級俸	學校長
一級俸	四、〇四〇円 / 四、五〇〇
二級俸	三、六六〇円 / 四、一〇〇
三級俸	三、四〇〇円 / 三、八〇〇
四級俸	三、〇四〇円 / 三、四〇〇
五級俸	二、七六〇円 / 三、一〇〇
六級俸	二、五〇〇円 / 二、八〇〇
七級俸	二、二六〇円 / 二、五〇〇
八級俸	二、〇〇〇円 / 二、二〇〇
九級俸	一、八二〇円 / 二、〇〇〇
十級俸	
十一級俸	
十二級俸	

教授 生徒主事	三、四〇〇 三、八〇〇	三、〇五〇 三、四〇〇	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、二五〇 二、五〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇	一、三〇〇 一、四〇〇	一、一五〇 一、二〇〇	一、〇五〇 一、一〇〇	
高等科ヲ置ク高等女學校													
學校長	三、六六〇 四、二〇〇	三、四〇〇 三、八〇〇	三、〇五〇 三、四〇〇	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、三三〇 二、六〇〇	二、一五〇 二、四〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇		
教授	三、〇五〇 三、四〇〇	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、三三〇 二、六〇〇	二、一五〇 二、四〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇	一、三〇〇 一、四〇〇	一、一五〇 一、二〇〇	一、〇五〇 一、一〇〇	
教諭	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、三三〇 二、六〇〇	二、一五〇 二、四〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇	一、三〇〇 一、四〇〇	一、二三〇 一、三〇〇	一、一五〇 一、二〇〇	一、〇五〇 一、一〇〇	九七〇 一、〇〇〇
高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校、中學校、高等女學校（高等科ヲ置クモノヲ除ク） 實業學校、（實業專門學校ヲ除ク）青年學校、盲學校、聾啞學校													
學校長	三、四〇〇 三、八〇〇	三、〇五〇 三、四〇〇	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、三三〇 二、六〇〇	二、一五〇 二、四〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇	一、三〇〇 一、四〇〇	一、一五〇 一、二〇〇	一、〇五〇 一、一〇〇
教諭	二、七〇〇 三、一〇〇	二、五〇〇 二、八〇〇	二、三三〇 二、六〇〇	二、一五〇 二、四〇〇	二、〇〇〇 二、二〇〇	一、八二〇 二、〇〇〇	一、六五〇 一、八〇〇	一、四七〇 一、六〇〇	一、三〇〇 一、四〇〇	一、二三〇 一、三〇〇	一、一五〇 一、二〇〇	一、〇五〇 一、一〇〇	九七〇 一、〇〇〇

◎普通恩給

一、在職年數

教育職員は在職年十七年（從前は十五年）以上で失格原因なくして退職した場合に普通恩給を給せられるのである（恩給法第六十二條）然し經過的規定として左の例外を設けられて居る。

（1）昭和八年九月三十日以前に早や從前の規定に依る最短年限である十五年以上に達したるものに限り同年十月一日以後十七年未滿で退職しても、之には普通恩給を給せられることである（恩給法附則第十一條）

（2）昭和八年九月三十日以前の休職者にして同年十月一日以後に休職滿期となつた者、又は休職期間中に退職者は死亡したる者、何れも在職年十五年以上となつてゐた時には、之に普通恩給を給せらる（恩給法附則第十二條）

注意 總て恩給金額を算出するには、次の事項に注意を要する。

（1）恩給算定の基礎となる在職年は月を以て計算し其の合計年餘の月數は之を切捨てゝ年數だけによつて計算するのである。

例

前在職　六年九ヶ月
後在職十一年七ヶ月
合　計十八年四ヶ月

前後の在職年に就ては其の年月數を合算するが合計により生じた四ヶ月の月數は之を切捨てる

換言すれば其の年數が例へ十八年であつても、結果に於て等しい取扱を受けるといふことになる（恩給法第六十二條）

（2）恩給金額算出の結果圓位未滿の端數が出た時は常に之を圓位に滿たしめること（恩給法第四條）

例　此處に計算の結果八百五圓六十三錢といふ恩給額を得た時は、之を八百六圓とするのである。

注意　が併し年金恩給の每期支給額は、年額の四分の一となつてゐるので、錢位まで算出し之を圓位に滿たしめるのではなく、右八百六圓の恩給額に對する每期の支給額は、二百一圓五十錢といふ具合に計算する。

二、年額算出方法（恩給法第六十二條）

普通恩給の年額は原則として、在職年十七年の者に對しては、退職前の俸給年額の百五十分の五十として、十七年以上一年を增す每に百五十分の一を加へた金額をいふのである。

例　在職年數二十年（勤續にあらず）

俸給年額一二〇〇圓

$$1,200 \times \left(\frac{50}{150} + \frac{3(20-17)}{150}\right) = \underline{424\text{圓}}$$（恩給金額）

注意　A在職年中に小學校、青年學校（差當り恩給法を改正せられないが恩給法上總て從來の實業補習學校と同樣に取扱はる）實業補習學校幼稚園、盲學校、聾唖學校又は小學校に類する各種學校の教育職員としての勤續在職年十七年以上のものを含んで居るときは、其の勤續在職年中から十七年を差引いた殘りの勤續在職年の一年每に百五十分の一を更に增すことになる。

例　在職年二十年（小學校教員として勤續）

俸給年額一二〇〇圓

$$1,200 \times \left(\frac{50}{150} + \frac{3}{150} + \frac{3}{150}\right) = \underline{448\text{圓}}$$（恩給金額）

此處に考へねばならぬことは、同じ訓導といふ職名でも、師範學校附屬小學校の訓導は、公立學校職員であつて、小學校令に依る教員ではなく、又府縣或は郡の視學は教育事務に從事する文官であるから、左記の例のやうな在職年に對しては、勤續でありながら勤續加給はないことになつてゐる。

例

師範學校訓導　六年
小學校訓導　十二年
府視學　三年
小學校訓導　十年
計　三十一年

$$(\text{俸給年額}) \times \left(\frac{50}{150} + \frac{14(31-17)}{150}\right) = (\text{恩給年額})$$

注意　B、在職年中に中學校又は之と同等以下の程度の學校（施行令第三十條參照）の教育職員として
の勤續在職年が十七年以上のものを含んで居るときは、その在職年中から十七年を差引いた殘りの勤
續在職年一年毎に三百分の一を更に增すこと。

例　在職二十年（中等學校教育職員として勤續）
俸給年額一二〇〇圓

$$1,200 \times \left(\frac{50}{150} + \frac{3}{150} + \frac{3}{300}\right) = \underline{436\text{圓}}\ (\text{恩給年額})$$

注意　C、在職年四十年以上の者に給すべき恩給年額は、在職四十年として計算せられることになつて
ゐる。（恩給法第六十條第四項第六十二條第七項）

例
小學校教員勤續　二十八年
中等學校教員　五年
小學校教員　九年
在職年計　四十二年
俸給年額　二五八〇圓

$$2,580\text{圓} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{23(40-17)}{150} + \frac{11(23-17)}{150}\right) = \underline{1,445\text{圓}}$$

三、再任改定

普通恩給を受くる者が再就職し失格原因なく退職した場合には左記に依つて恩給を改定せられるのである。

A、再就職後在職一年以上で退職した時（恩給法第五十四條）

B、普通恩給を改定するのには前後の在職年月數を合算したる年數を、計算の基礎として、後の在職年

の退職前一年内の俸給年額とによつて恩給額を算出するのである。（恩給法第五十五條）

C、改定恩給年額が、俸給の關係等によつて從前の恩給額よりも少ない場合は從前の恩給年額を以て改定恩給の年額とするのである。（恩給法第五十六條）

四、一時恩給受給に因る普通恩給額控除

昭和八年九月三十日迄は前に一時恩給を受けてから間もなく再就職したやうな場合でも、前に一時恩給を受けたことに關しては、何等の規定がなかつたからよかつたが、改正後は恩給法第六十四條ノ二の規定によつて一時恩給を返還せなかつた時は、普通恩給額を控除せられるのである。

五、恩給の停止

△恩給法第五十八條

普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄

但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三、之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルヽ場合ニハ之ヲ停止セス

四、恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法並停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ增加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

注意　但施行に關しては左記事項に依つて承知せねばならぬ。

A、本法施行の際現に在職し恩給法第九十九條の規定の適用を受けて差額支給を受けてゐるものは、引續き其の官職に在職する間は從前の規定に依るのである。

B、第一項第三號の年齡停止は昭和八年十月一日以後就職したるものに適用。

C、第一項第四號の多額所得停止は昭和九年四月一日から施行せられる。

D、第一項第一號に公務員に就職の場合とある事によつて考へれば、普通恩給受給者が、准公務員即ち准教育職員に再就職しても、恩給は停止されないわけである。

六、權利の消滅

恩給法第九條が規定する事由の發生した時は年金恩給權が消滅するのである。

恩給法第九條

年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一、死亡シタルトキ

二、死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處ラセレタルトキ

三、國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

注意 罪の執行猶豫に關する規定がないから執行猶豫の言渡があつても、其の權利は罪にとはれたと同樣消滅するのであるから注意を要する。

◎一時恩給

一、在職年數

教育職員が勤續在職年三年（從前は一年）以上十七年（從前十五年）未滿にしてしかも失格原因なくして退職したときには、之に一時恩給を給せらるゝのである。（恩給法第六十七條）

例

A、前在職年	三年	一時恩給給與
後在職年	五年	一時恩給の基礎となる在職年は五年（前の三年は計算されない）
B、前在職年	四年六ヶ月	一時恩給々與
中在職年	二年十一ヶ月	一時恩給權なし
後在職年	九年七ヶ月	かゝる場合九年に對する一時恩給を支給せず通計十七年となるから普通恩給を支給する
合計	十七年	

二、金額算定

一時恩給の金額は退職前の俸給月額（從前は退職當時の月額即ち最終俸給）に在職年數を乘じたところの金額である。（恩給法第六十七條）

俸給年額の $\frac{1}{12}$ × 在職年數 ＝ 一時恩給額（圓位未滿繰上）

設例（小學校訓導）

昭和四年三月三十一日　就職

同　八年九月三十日　九級（七五）

同　九年四月一日より年功加俸年額三十圓支給

同　十年二月一日　　八級（八五）　退職

右訓導の一時恩給算出方法

一、在職年數　六年

一、算定月額　七十八圓十二錢

俸給年額九百十圓（七十五圓の十一月と八十五圓の一月）

年功加俸年額二十七圓五十錢（三十圓の十二分の一即二圓五十錢の十一月分）

計　九百三十七圓五十錢の十二分の一

一、一時恩給額　四百六十九圓

（七十八圓十二錢を六倍し圓位未滿は之を圓位に繰上）

改正前なれば一時恩給五百二十五圓となつたのである。

三、再就職に因る一時恩給の返還

一時恩給を受けた者が、一時恩給の基礎となつた在職年の二倍の日數内に召集其の他の強制に依らないで、再就職した場合には恩給法第六十四條ノ二の規定に依つて、一時恩給の返還をなすか又は普通恩給を受くる時に金額を控除せられることになつてゐる。

◎扶助料

一、扶助料權の發生要件（恩給法第七十三條）扶助料を受くる權利は左記の場合に發生するのである。

A、公務員又は之に準ずべき者在職中死亡し其の死亡を退職と看做す時は、之に普通恩給を給すべきとき即ち在職十七年以上の者が死亡したやうな場合。

B、普通恩給を給せらるゝ者が死亡したとき。

C、扶助料受給者が死亡又は失權したるとき。

二、扶助料年額（恩給法第七十五條）

公務員又は之に準ずべき者、公務に因る傷痍疾病の爲死亡したる以外の場合にあつては、普通恩給年額の十分の五即ち半額に相當する金額を。

例へば普通恩給年額八百二十五圓を受給するとすれば、扶助料年額はその半額四百十三圓となるわけである。

三、扶助料を受くべき遺族の範圍並に順位

1、遺族の範圍（恩給法第七十二條）

恩給法にいふ遺族とは次の範圍のものを謂ふのである。

A、祖父、祖母、父、母、夫妻、子及兄弟姉妹であること。

B、公務員又は之に準ずべき者の死亡當時之と同一の戸籍内に在るもの

C、死亡當時胎兒であつた子の出生したるときは死亡の當時其の戸籍内に在つたものと看做すのである。

注意　一、恩給法施行前は妻であつても、夫退職後に結婚した者には扶助料を受ける權利がなかつたのであるが、本法では之を撤廢せられたのである。

二、妻死亡の場合夫の父、母は扶助料受給權がないのである。

2、遺族の特別條件（恩給法第七十四條）

遺族とは前述した範圍のものでなければならないが、尚特に次の様な制限がある。

A、未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキ

B、夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキ

C、養子ハ公務員準公務員ノ家督相續人タルヘキモノニ限ル

3、扶助料を受くる順位（恩給法第七十三條）

扶助料は公務員の死後に於ても遺族の生活を保證するの精神を以て、遺族全體に給せられるのであるが、現實に支給を受くる順位を次の様に定められて居るのである。

第一位　妻

第二位　未成年の子

（數人ある時は家督相續の順位に準じて定む即ち1嫡出男子、2同女子、3庶子男、4庶子女、5私生子男、6私生子女）

第三位　父（養父を先にす）

第四位　母（養母を先にす）

第五位　成年の子

第六位　祖父（養祖父を先にす）

第七位　祖母（養祖母を先にす）

四、扶助料權の停止

扶助料を受けて居るものが次の條項に該當すれば停止せられるのである。

△恩給法第七十七條

扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

恩給法第七十八條

扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

五、權利の消滅

扶助料を受くる者次に規定する事由が發生した時は權利が消滅するのである。

恩給法第九條

年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一、死亡シタルトキ

二、死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

恩給法第八十條

遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一、其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三、不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

◎一時扶助料

一、在職年數（恩給法第八十二條）

教育職員勤續在職年三年（從前は一年）以上十七年（從前は十五年）未滿であつて、在職中死亡したるときは其の遺族に對して、一時扶助料を給するのである。

從前は一時扶助料の基礎となる在職年は、公務員一生の功勞に報ゆるの意味に於て、その全在職年（前

に一時恩給の基礎となつた在職年等）を通算したのであつたが、改正後は前に一時恩給の基礎となつた在職年數其の他の前在職年は之を通算することなく一時恩給に相當するものになつたのである。

二、金額算定（恩給法第八十二條）

一時扶助料の金額は公務員の死亡前の俸給月額（從前は死亡當時の月額）に在職年數を乘じた金額であるが故に即ち一時恩給と同一の算出方法によるのである。

三、遺族の範圍並に順位

扶助料を受くべき遺族の範圍及順位を準用することになつて居る（恩給法第八十二條）

四、兄弟姉妹の一時扶助料（恩給法第八十一條）

兄弟姉妹以外に扶助料を受ける者がない時は其の兄弟姉妹が未成年又は不具癈疾であつて生活資料を得る途がなく且扶養する者がない場合に限つて一時扶助料を給するので、その金額は人員に拘らず、扶助料年額の一年乃至五年分の金額である。

◎公務死亡又は傷痍、疾病者の恩給

教育職員及準教育職員が重大な過失なくして、普通公務の爲死亡し又は傷痍を受け若は疾病に罹り退職した場合には左表の恩給を給せられる。

	扶助料	普通恩給、増加恩給	傷病年金
	恩給法 第六十二條 第七十五條	恩給法 第四十六條 第五十條 第六十五條	恩給法 第四十六條ノ二 第五十條 第六十五條ノ二
傷病の程度	公務の爲死亡	公務の爲傷痍を受け疾病に罹り不具癈疾となり退職（退職後五ヶ年内に病勢の增進したるものを含む）（不具癈疾の程度は施行令第二十四條參照）	公務の爲不具癈疾の程度に至らざるも永續性の傷痍疾病に罹り一年内に退職（傷病の程度は施行令第二十四條ノ二參照）
在職年	十七年未滿の者は十七年と看做して計算する	同上	年數に制限なし
支給額	普通恩給額の8/10 （死亡の翌月から五ヶ年間扶助料年額の三割を加給）併給	普通恩給 增加恩給 併給 年額は恩給法第二號表參照	在職七年以上の者は普通恩給 在職三年以上の者は一時恩給 併給 傷病年金併給年額は恩給法第三號表參照
期間	無期	五年、無期	五年、無期

注意 公務の爲といふのは、公務と死亡、傷痍又は疾病との間に相當因果關係がなければならないのである。

例 1、授業時間中に病氣のために死亡したものは、之を職務の爲に死亡したるものとは認められない

2、正式の手續を經て催された海水浴場に於て水泳中に溺れやうとしてゐる生徒を身を挺して救助しやうとし遂に溺死した如き場合は、普通公務に因る死亡と解されてゐる。

3、近くは昭和九年九月二十一日のやうな大風水害の折に兒童を保護避難中不幸校舍倒壞等の爲死亡したるが如きは勿論公務の爲めの死亡である。

◎ 恩給請求並受領手續

一、恩給權の消滅時効

1、恩給を受くるところの權利は、恩給々與の事由が發生した翌日から七年間請求せなかつたときは、時效に因り消滅することになつてゐる。即ち七年內に請求書が經由官廳又は裁定官廳に受理せられなければならないのである。（恩給法第五條）

2、恩給請求書を提出し恩給の裁定を經、證書を受領後一年を四期に分つて、每期支給せらるゝ恩給金等の現金の受領は左記の規定に依つて、五年で權利が消滅するのである。

注意參照

イ、會計法第三十二條

金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

ロ、府縣制第百十六條第六項

府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

二、大阪府知事の裁定に係る恩給の請求並に受領手續（大阪府の恩給々與細則）

1、書類の提出方

A、大阪府下に於ける公立の小學校、青年學校（差當り恩給法を改正せられないが恩給法上總て從來の實業補習學校と同樣に取扱はる）實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校に類する各種學校の職員の恩給並に前記以外の公立學校同圖書館職員の一時恩給は、大阪府知事の裁定に係るもので、その請求書類は退職又は死亡當時の所屬學校長園長等を經て提出すること。

但し公務員在職中死亡に因る、扶助料請求以外の扶助料の請求書類は學校長等を經ずして直接府に提出のこと

B、所屬長は前記の書類を受けたときは之を査閲してから條件の具備してゐることを認めた時は、知事に進達することゝなる。

2、證書裁定通知書の交付

恩給の裁定を經たる時は、恩給證書（普通恩給扶助料）又は裁定通知書（一時恩給一時扶助料）は曩に書類を經由して進達したところの所屬長を經て本人に交付される。但し所屬長を經て提出せなかつた扶助料の證書は直接交付せらるゝことになつてゐる。

3、現金の支給

A、一時恩給、一時扶助料の現金の受領は次の方法に依る。

1、大阪市内の在住者に在つては、大阪府からの支拂通知書（郵便はがき）を受領後、其の通知書及裁定通知書並に印鑑を持參し總務部會計課出納係に書類を提出して金券の交付を受け然る後大阪府金庫に於て現金を受取るのである。

2、大阪市以外の在住者に對しては、本人宛に金券を送付せられるから、それによつて指定の銀行又は郵便局から現金を受取ること。

B、普通恩給扶助料等の年金恩給受給方法

イ、支給期

（1）恩給證書受領後最初の支給金は隨時交付する

（2）第二回以後

毎年一月、四月、七月、十月の四期に於て各其の前三月分を支給する。

ロ、受取方法

次の方法によつて金券の交付を受け指定の銀行又は郵便局から現金を受取ることになつてゐる。

▲恩給受給者心得（大正十二年十二月十日大阪府告示第三百六十九號）

一、大阪市在住者ハ毎支給期月ノ十日以降ニ於テ當廳總務部會計課出納係ニ普通恩給、增加恩給、又ハ扶助料證書ヲ提示シ交付ヲ受クヘシ

二、大阪市外及管外在住者ハ前項ニ準シ居住地市區町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ヨリ交附ヲ受クヘシ、但當廳ニ於テ直渡ヲ請ハムトスル者ハ豫メ其ノ旨屆出テ前項ニ依リ交付ヲ受クルコトヲ得

注意　大阪市内在住者の年金恩給の最初の支給に在つては、大阪府から支拂通知書（郵便はがき）受領後證書及印鑑携帶の上會計課出納係にて金券の交付を受けた後本金庫（指定銀行）にて現金を受領すること。

4　提出すべき書類

◎普通恩給の請求には次の書類を提出すること

イ、普通恩給請求書（大阪府の恩給給與細則第一號書式）一通

ロ、在職中の履歴書（大阪府の恩給給與細則第十二號書式）一通又は數通

ハ、戸籍抄本一通　但し退職後請求迄に於て作成せられたものなること、

1　普通恩給請求書雛形

普通恩給請求書

昭和　年　月　日大阪府公立小學校訓導ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名　元大阪府公立小學校訓導

本籍地　府縣　市郡　町村　大字　番地　（屋敷）

現住所　府縣　市郡　町村　大字　番地　（屋敷）

年　月　日

大阪府知事　氏　名殿

氏（フリ）　名（ガナ）　㊞

2、履歴書雛形

履歴書

元大阪府公立小學校訓導

氏　名

年　月　日生

年　月　日　記　事　官公署名

右ノ通リニ候也

年　月　日

氏（フリ）　名（ガナ）　㊞

備考

一、學歴、位記、勳記、賞與、等ノ記載ヲ要セズ

一、官職、任免、轉任、陞等、昇給等ハ順ヲ逐ヒ間隙ナキ樣ニ辭令文通ニ詳記スベシ

一、退職ノ事由ヲ明記スベシ（自己退職病氣退職等）

一、履歴書ハ在職年ガ本府ノミナレバ一通ニテ可ナルモ他府縣又ハ中等學校等ニ關係アルモノハ恩給ノ負擔分擔上必要ニ付關係府縣ノ數ノ枚數ヲ添付ノコト

◎ 一時恩給請求には次の書類を提出すること

イ、一時恩給請求書（大阪府の恩給給與細則第六號書式）一通
ロ、在職中の履歴書（大阪府の恩給給與細則第十二號書式）一通又ハ數通

1、一時恩給請求書（雛形）

一時恩給請求書

昭和　年　月　日大阪府立何中學校教諭ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添
ヘ請求候也

退職當時ノ官職名元大阪府立何中學校教諭
本籍地
現住所
年　月　日

大阪府知事　氏　名殿

フリガナ
氏
ガナ
名　㊞

2、履歷書（普通恩給請求の場合と同じ）

◎ 扶助料請求には次の書類を提出すること

イ、扶助料請求書（大阪府恩給給與細則第四號又は第五號書式）一通
ロ、公務員在職中の履歷書（大阪府恩給給與細則第十二號書式）一通又は數通
ハ、戸籍謄本（公務員死亡の時以後請求者の身分關係を明にし得るもの）一通
ニ、受恩給權者死亡又は扶助料權者失權の場合に於ける請求書には前の恩給證書を添付し在職中の履歷書は添付を要しない。
ホ、公務の爲死亡の時は右の外現認證明書、事實證明書、死亡診斷書又は屍體檢案書等を添付のこと。

一、扶助料請求書

1、公務員在職中死亡の場合

扶助料請求書

○○市立何幼稚園保姆　氏
名

右ノ者　年　月　日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年　月　日

大阪府知事　氏　　名殿

備考　公務員在職中の履歴書添付のこと

2、普通恩給受給者死亡の場合

扶助料請求書

普通恩給權者　氏　　名

右ノ者　年　月　日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年　月　日

大阪府知事　氏　　名殿

備考　一、普通恩給證書添付のこと
二、公務員の履歴書添付を要せず
三、直接知事宛提出のこと

フリガナ
氏
フリガナ
名　㊞

3、前扶助料權者失權の場合

扶助料請求書

前扶助料權者　氏　　名

右ノ者　年　月　日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

元何々小學校訓導何某父（父、母等身分關係）
本籍地
現住所
年　月　日

大阪府知事　氏　　名殿

フリガナ
氏
フリガナ
名　㊞

備考　一、前扶助料證書添付のこと
二、受給者未成年の場合は親權者又は後見人より請求のこと

例

元何學校訓導　子

右未成年者ニ付
親權者　氏　　名　㊞

三、直接知事宛提出のこと

◎一般の一時扶助料請求

此の請求には次の書類を提出すること

イ、一時扶助料請求書（大阪府恩給給與細則第八號書式）一通

ロ、公務員在職中の履歷書（給與細則第十二號書式）二通又ハ數通

ハ、戸籍謄本（公務員死亡の時以後請求者の身分を明にし得るもの）一通

1、一時扶助料請求書

一時扶助料請求書

大阪府公立小學校訓導 氏 名

右ノ者 年 月 日在職中死亡ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度

證據書類相添へ請求候也

故大阪府公立小學校訓導氏名妻（身分關係）

本籍地

現住所

年 月 日

大阪府知事 氏 名 殿

2、履歷書（普通恩給請求の場合に同じ）

◎未給與恩給の遺族への給與

一、未請求の場合

公務員退職後恩給の請求書を提出せずして死亡したやうな場合は、遺族又は相續人は自分の名を以て死亡者の恩給を請求することが出來る。（施行令第二條）

これに要する提出書類は請求書、公務員在職中の履歷書戸籍謄本等である。

二、裁定を經たる場合

公務員退職後恩給の請求書を提出して、既に裁定を經て證書を受領して居る場合等に於て受領せずに死亡したところの未受領金は、其の遺族又は相續人に之を給與することになつてゐる。（施行令第二條）

右のやうな場合には次の書類の提出を要するのである。

氏 フリガナ 名 ㊞

一、請求書　一通
二、戸籍謄本　一通

参考書式

請求書

一金
但教育職員恩給
昭和　年　自何　月
至何　月　何ヶ月分
年額　何　圓　證書番號
右恩給受給者何某ハ昭和何年何月何日死亡候ニ付前記ノ未受領金支給相成度此段及請求候也
本籍地
現住所
故何某　妻（何男）
年　月　日
何　某　㊞
大阪府知事　氏　名　殿

◎恩給受給者住所變更又は死亡の場合

一、年金たる恩給を受けて居るものが本籍又は住所を變更の場合は左の書類を添付して速に届出ること。

A、本籍を變更したるときは本人の戸籍抄本

B、住所變更の場合

現住所を變更したときは、事實を證明する警察官署又は領事館の現住證明書
但し右官署のない場合は町村役場の現住證明書

C、參考書式

住所變更届

元大阪府教員　何　某
證書番號學第　號

元住所
現住所

前記ノ通住所變更致候ニ付現住證明書相添ヘ及御届候也

年　月　日

大阪府知事　氏　　名　殿

何　　某　㊞

二、死亡の場合

年金恩給受給者が死亡したる場合は遺族又は緣故者から速かに届出ること、但し後に受給權者のないときは、恩給證書を添へること

▲參考書式

受恩給者死亡届

元大阪府教員　何　某
證書番號學第　　號

右恩給受給者何某ハ昭和　年　月　日死亡致候條此段及御届候也

本籍地
現住所
年　月　日

何某　妻（身分關係）
何　　某　㊞

大阪府知事　氏　　名　殿

三、內閣恩給局長の裁定に係る恩給請求並受給手續

1、內閣恩給局長の裁定に係るものは、公立圖書館職員、公立大學職員等の恩給である。但し一時恩給は右に述べた職員と謂へども府縣知事が之を裁定することになつてゐる。

2、大阪府下に於ける教育職員の恩給請求書は、大阪府を經て內閣恩給局長宛に提出することになつてゐるが、公務員在職中死亡に因る扶助料の請求以外の扶助料を請求する書類は直接提出のことになつてゐる。

3、大阪府に於て請求書類を受付けたときは之を調査して、不備の點のないことを認めてから、提出された履歷書に相違のない旨を證明し、判任官待遇者に在つては、恩給金額計算書を作製して、內閣恩給局に進達する。尙ほ奏任官待遇者に在つては文部省を經て、內閣恩給局に送付されるのである。

4、證書の交付並現金の支給

恩給裁定後は恩給證書若くは裁定通知書を請求者へ直接に交付され、貯金局からの通知書を受けた後指定の郵便局に呈示して現金の支給を受けるのである。

年金恩給の第二回目以後は、一月、四月、七月、十月の四期に、各前三ヶ月分を支給されるのであるが、詳細は受給郵便局に就いて問合せればすぐはつきりする。

5、提出すべき書類

A、普通恩給請求の場合

イ、普通恩給請求書（恩給給與細則第一號書式）二通

ロ、履歴書（恩給給與細則第十三號書式）三通

注意 奥書の證明は大阪府知事がすることであつて學校長がなすべきものではない。

ハ、戸籍抄本（退職後請求迄に作製のもの）一通

B、一時恩給は大阪府知事の裁定に依り支給されるのであるから、大阪府知事の裁定に係る恩給中の一時恩給請求事項を參照せられたい。

C、扶助料請求の場合

1、在職中死亡又は受恩給權者死亡の場合

イ、扶助料請求書（給與細則第四號書式）二通

ロ、公務員在職中の履歴書（同第十三號書式）三通

ハ、戸籍謄本（死亡せるもの、死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの）一通

ニ、恩給權者死亡の場合は恩給證書を添付し請求書一通、戸籍謄本一通、履歴書の添付を要しない

2、扶助料轉給の場合

イ、扶助料請求書（給與細則第五號書式）一通

ロ、戸籍謄本（死亡當時の請求者の身分を明瞭にし得るもの）一通

ハ、前扶助料證書

D、一時扶助料請求の場合

イ、一時扶助料請求書（給與細則第八號書式）二通

ロ、公務員在職中の履歴書（給與細則第十三號書式）三通

ハ、戸籍謄本（死亡當時の請求者の身分を明瞭にし得るもの）一通

E、其の他の事項に關しては、恩給々與規則並恩給々與細則に依り之を承知され、尚其の上大阪府知事の裁定に係る場合の各項に付參考にせられるやうお勸めする。

◎ 年金恩給受給權の調査

年金恩給受給權の調査とは、改正恩給法によつて新に定められたもので、死亡、婚姻、去籍其の他の事由によつて、權利が消滅してゐるのにも拘らず之を秘くし或は消滅してゐることを知らないため、届出を怠つて引續き恩給の支給を受くる者等を發見し、恩給の過誤拂を未然に防ぐ爲に行ふ調査をいふのである。（恩給法第九條ノ二）

一、受給者は左の區別に從ひ調査上必要である書類を調査票と共に隔年毎に裁定官廳に提出することになつてゐる。（施行令第一條、一條ノ二、一條ノ三）

種別	提出の年月	提出書類
教育職員文官等の恩給受給者	奇數年（昭和九年同十一年）一月	戸籍抄本
教育職員文官等の扶助料受給者	奇數年（昭和九年同十一年）七月	妻は戸籍抄本 其の他の者は戸籍謄本
陸軍の軍人警察監獄職員恩給受給者	偶數年（昭和十年同十二年）一月	戸籍抄本
陸軍の軍人警察監獄職員の扶助料受給者	偶數年（昭和十年同十二年）七月	妻は戸籍抄本 其の他の者は戸籍謄本

1、戸籍謄本（抄本）は提出すべき月又は其の前月現在に於ける受恩給者の身分關係を明瞭にすることが出來るもの。（給與規則第三十四條ノ二）

2、夫又は成年の子が不具廢疾であるため生活資料を得る途がなく、且つ之を扶養する者がないので、扶助料を給せられてゐるものは、右の外診斷書及證明書の提出を要する。

3、書類の提出すべき月が恩給の裁定を受けた月（證書の日附に在る月）の翌月から十二ヶ月內である時は提出せないでもよい。（施行令第一條ノ二）

二、調査票樣式（給與細則第十二條二十五號書式）

恩給受給權調査票

一、恩給證書記號番號

二、受給者住所氏名

一、受給權調査期月　昭和　年　月

備考　用紙は成る可く半紙四ッ切又は半折大とすること

三、右の書類を提出することになつた月から一期隔りたる後の支給期以後の支給を、一時差止められることになるから、提出を忘らない樣に特に注意を要する（施行令第一條ノ四）

◎恩給の負擔分擔

A. 乙縣師範學校訓導、　在職三年一ケ月　俸給年額　七二〇圓
　兵庫縣實業補習學校教諭在職二年　俸給年額　八四〇圓
　大阪府公立小學校訓導　在職十二年五ケ月　俸給年額一、五五四圓
　　在職年合計十七年六ケ月　普通恩給年額　五三八圓

右の如き履歴の者に對する恩給金五三八圓は最終在職府縣たる大阪府から之を恩給權者に對して支給するのであるが、實際は大阪府がその全額を負擔する譯けではなく、恩給法第十六條、第十七條によつて總て關係經濟の在職年の年數を各一年内の俸給年額に乘じたる數に比例して分擔額（國庫五一、六七圓兵庫縣四〇、一九圓大阪府四四六、一四圓）を定めて、之を關係經濟即ち國庫、兵庫縣に對し毎年大阪府からその分擔額を請求するのである、右の樣な關係を諒解されたら、大阪府は勿論他の府縣の履歴事項は洩れなく記載せればらぬことが明日になること、思ふ。尚前歴事項は之を關係府縣へ照會の上裁定されるのであるから一府縣にのみ在職した者よりは手續上その受給が少々遲れるわけである。

B. 公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校に類する各種學校以外即ち中等學校以上の教育職員の一時恩給は、最終に之に俸給又は給料を給したるものが負擔することになつてゐる。例へば市立高等女學校同商業學校等の職員の一時恩給はその裁定は之を府に於てなし、裁定された金額は設立者である市から支給されることになつてゐる。

◎恩給權の處分禁止

參照　恩給法第十一條恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

A. 右條文に依り恩給權を讓渡し又は擔保に供することは、之を禁止されてゐるに不拘事實上金錢を借入れる爲恩給證書を擔保に入れ、債權者にその恩給の受領を委任する者が相當多數に算せられ、しかも一度擔保に入れると、債權者の苛酷な條件等によつて、容易に回收し得ないばかりか、普通恩給權者死亡後その生命保險金は勿論扶助料證書をも尚從前の借金の擔保に供せねばならないやうな不遇な情態に立ち至るものもあることを聞く、又借金は返濟したのにも不拘曩に預入れた恩給證書の還付なく、結局證書回收の爲め裁判所の判決を得、種々手段盡しても尚回收出來ない場合は、裁定官廳に對し其の理由を詳記し扶助料請求等に證書添付不能の旨を申出でるのも一方法であると思ふ。

B. 恩給權の差押　民事訴訟法第六百十八條第二項に「恩給其他ノ收入カ一ケ年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得」と規定されて居るが特別法にして、新法である恩給法に於て之を禁止して居るから納稅關係を除くの外は絕對に差押へられぬわけである。

◎恩給法

（大正十二年四月十四日法律第四十八號
昭和八年四月十一日法律第五〇號改正）

第一章　總則

第一條　公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

（參照恩給法第十九條第二十二條）

第二條　本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ヲ謂フ、

普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條　年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條　恩給年額竝一時恩給一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第六條　普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職シタリ場合ニ付之ヲ準用ス

第七條　時效期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲ス事能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時效完成セス

時效期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時效完成セス

時效期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時效期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモノト之ヲ時效期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條　公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ撰擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條　年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一　死亡シタルトキ

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

第九條ノ二　裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

（參照施行令第一條第一條ノ二第一條ノ三第一條ノ四）

第十條　恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當

該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

（參照施行令第一條ノ五第二條）

第十一條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外內閣恩給局長之ヲ裁定ス

（參照施行令第三條）

第十三條　行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ內閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ內閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　內閣總理大臣及內閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條　內閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一　文官及準文官竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

二　軍人及準軍人竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三　朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四　前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

五　警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六　待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條　前條第一號第二號若ハ第四號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年中ニ第三號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年ヲ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ニ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ揭クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號第二號若ハ第四號ニ揭クル公務員若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄內ニ於テ在職シタル第三號ニ揭クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依

リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

（參照施行令第四條同附則第一條）

第十八條　國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此限ニ在ラス國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

（參照恩給法附則第四條）

第二章　公務員

第一節　通則

第十九條　本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、敎育職員及警察監獄職員竝第二十四條ニ揭クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準敎育職員ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　文官トハ武官又ハ宮內官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ

準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサル者ヲ謂フ

（參照施行令第六條）

第二十一條　軍人トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二　國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

二　勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條　敎育職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二　道府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

準敎育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

（參照施行令第八條第九條）

第二十三條　警察監獄職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　警部補、巡查、陸軍警查、海軍警查、貴族院守衞及衆議院守衞

二　看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

三　判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條　待遇職員トハ左ニ揭ク者ヲ謂フ

一　判任官以上ノ待遇ヲ受ク神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二　判任官以上ノ待遇ヲ受ク監獄ノ職員（前條第二號ニ揭ク者ヲ除ク）感化院職員及矯正院職員

三　地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受ク者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四　前三號ニ揭ク者ヲ除ク外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第二十五條　本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ任官其他ノ者ニアリテハ任命

二　現役軍人ニアリテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト

三　教育職員ニシテ官吏タル者ニ在リテハ任官其他ノ者ニアリテハ任命

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官、又ハ失官、其ノ他ノ者ニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條　第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ戰務、戒嚴地域内ノ戰務又ハ外國ノ鎭戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條　公務員ノ在職年ハ就職ノ月日ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條　公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條　軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條　削除

第三十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一　戰地ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二　戰地外ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

第三十三條　公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ戰務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

戰爭ノ期間及地域戰務ノ範圍竝戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　公務員外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　公務員戒嚴地境内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十六條　航空機乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十七條　潛水艦乘員タル公務員其職務ヲ以テ在役潛水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス第一項ノ地域及業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照施行令第十五條第十六條第十七條）

第三十九條　海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス一年以上引續キ編隊艦船ニ乘シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキハ亦同シ

前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條　第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシア之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十條ノ二　休職、待命、歸休、停職其他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亙ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

（參照恩給法附則第五條第六條施行令第十九條ノ二）

第四十一條　左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

一　普通恩給又ハ增加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二　第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三　在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四　公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑懲役刑若ハ

一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數

五　公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月迄ノ在職年月數

六　宮內職員トシテノ在職年月數ニシテ宮內官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條　左ニ揭ク年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一　宮內官ノ恩給規程ニ依リ宮內官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮內職員トシテノ在職年月數

二　準軍人ノ在職年月數

三　高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

四　準敎育職員引續キ敎育職員ト爲リタルトキハ敎育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看做ス

第四十三條　第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條　本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公務員二以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ

俸給額トス

（參照施行令第二十條）

第四十五條　公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條　公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受ケル增加恩給ヲ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給ニ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受ケル增加恩給ヲ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具癈疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタル月ノ翌月ヨリ後之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二　公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年內ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セサリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

（參照恩給法附則第一條第七條施行令第二十四條ノ二）

第四十七條　前二條ノ規定ハ準文官陸軍ノ見習士官海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準敎育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二　戰地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三　公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

（參照施行令第二十一條第二十二條）

第四十九條　公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戰鬪ニ準スヘキ公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具癈疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度竝敎育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準敎育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照施行令第二十三條第二十四條第二十四條ノ二第二十七條同附則第一條）

第五十條　裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナル時ハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　懲戒、懲罰又ハ敎員免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ

二　在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤續ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ在職スル者ニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條　普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シタルトキ

一　再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ退職シタルトキ

三　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條　前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ改メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癈疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷痍又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

一　後ノ傷痍又ハ疾病カ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ基因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷痍又ハ疾病ノミニ因ル增加恩給年額カ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナル時ハ此ノ控除ヲ爲サス

二　後ノ傷痍又ハ疾病ガ普通公務ニ基因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規程ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ニ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス

第五十五條ノ二　前二條中增加恩給改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條　前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條　前四條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條　普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一　公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡シヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三　之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四　恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法竝停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ增加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

（參照恩給法附則第一條第二條第八條第十七條施行令第二十四條ノ三第二十四條ノ四、五、六、七、八附則第一條）

第五十九條　文官ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

下士官以上ノ軍人ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又

ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給又ハ給料ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

（參照恩給法附則第一條第九條施行令附則第四條）

第二節　恩給金額

第五十九條ノ二　本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年內ノ俸給（軍人及準軍人ニ在リテハ各階等ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス）ノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ

一　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ（軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸トス）ニ付テハ一級、其ノ定メナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス

二　前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年內ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年以上據置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限リ前號ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職前一年內ノ俸給ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

（參照恩給法附則第十條施行令第二十四條ノ九第二十四條ノ十）

第六十條　文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十一條　准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普進恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金

額トシ十四年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條ノ二　下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項竝前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條　教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ項定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

（參照恩給法附則第十一條第十二條施行令第三十條）

第六十三條　警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤續在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘ

キ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條　待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項竝第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二　一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數內ニ召集其ノ他ノ强制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

（恩給法附則第十三條施行令第三十條ノ二）

第六十五條公務員ノ增加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及不具廢疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ增加恩給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二　公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條　下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等竝傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條　文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條　准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條　削除

第七十條　警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條　削除

第三章　遺族

第七十二條　本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戶籍內ニ在ルモノヲ謂フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一　在職中死亡シ其死亡ヲ退職ト看做ス時ハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二　普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシテ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス

第七十四條　未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タル者ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十五條　扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給

年額ノ全額

二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額

三　其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

（參照恩給法附則第一條第十四條）

第七十六條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ

三　父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條　扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル時ハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル時ハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタル時ハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條　扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條　遺族左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一　其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三　不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條　文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

附　則

第八十三條　本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條　左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一　官吏恩給法

一　官吏遺族扶助法

一　軍人恩給法

一　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法

一　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

一　官吏恩給法及官吏遺族扶助料法補則

一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法

一　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

一　其ノ他省略

第八十五條　本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト

看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類竝給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條　第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條　第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條　從前ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル內閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス

第八十九條　府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校敎員恩給基金ヲ備フルコトヲ得

恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ爲スヘシ

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ敎育職員若ハ準敎育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支給スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ敎育職員若ハ準敎育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ニ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條　本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條　內地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム）樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在務シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

（參照施行令第三十二條）

第九十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條　海軍警吏補ヨリ海軍巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡査ノ職ニ在ルモノニ付テハ其海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十四條　朝鮮總督府巡査補ヨリ朝鮮總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡査補及朝鮮總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條　臺灣總督府巡査補ヨリ臺灣總督府巡査ト爲リシモノニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條　大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條　第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條　第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具癈疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條　削除

第百條　本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ增額セラレタルモノト看做ス

第百一條　本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料、其他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサル者ニハ當該金額ニ其金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

第百二條　明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞若ハ衆議院守衞又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ增額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條　北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受ク

ル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條　第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（別表）

第一號表（甲）

階等	將官及相當官			佐尉官及相當官			
	親任	高等官一等	同上二等	同上三等	同上四等	同上五等	同上六等	同上七等	同上八等
假定俸給年額	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、六〇〇円	四、六〇〇円	三、九五〇円	三、二五〇円	二、三五〇円	一、七〇〇円	一、四〇〇円

（乙）

階等	准士官	下士官			兵			
	判任官一等	同上二等	同上三等	同上四等	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍一等兵	陸軍二等兵
						海軍二等兵	海軍三等兵	海軍四等兵
假定俸給年額	一、二〇〇円	八五五円	七六五円	六七五円	六〇〇円	五四〇円	四九五円	四五〇円

第二號表

階等	傷病原因 症狀等 差	親任	奏任			判任			
		勅任	三等乃至五等	六等乃至九等		一等	二等三等	四等	
		勅任待遇	奏任待遇			判任待遇			
		將官	佐官	尉官		准士官	下士官	兵	
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	特別項	円	円	円	円	円	円	円
		第一項	二、四〇〇	一、八〇〇	一、二〇〇	一、〇八〇	九九〇	九〇〇	
		第二項	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八二五	七五〇	
		第三項	一、六〇〇	一、二〇〇	八〇〇	七二〇	六六〇	六〇〇	
		第四項	一、二八〇	九六〇	六四〇	五七六	五二八	四八〇	
		第五項	一、〇〇〇	七五〇	五〇〇	四五〇	四一三	三七五	
		第六項	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇	
乙號	普通公務	特別項	円	円	円	円	円	円	円
		第一項	一、九二〇	一、四四〇	九六〇	八六四	七九二	七二〇	
		第二項	一、六〇〇	一、二〇〇	八〇〇	七二〇	六六〇	六〇〇	
		第三項	一、二八〇	九六〇	六四〇	五七六	五二八	四八〇	
		第四項	一、〇二四	七六八	五一二	四六一	四二三	三八四	
		第五項	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇	
		第六項	六四〇	四八〇	三二〇	二八八	二六四	二四〇	

備考　特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

第三號表

傷病原因	症狀等差	階等	判任 一等	判任 二等 三等	判任 四等	判任 准士官	判任 下士官	判任 兵
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一款				三一二円	二八六円	二六〇円
		第二款				二四〇	二二〇	二〇〇
		第三款				一九二	一七六	一六〇
		第四款				一五六	一四三	一三〇
乙號	普通公務	第一款				二五二円	二三一円	二一〇円
		第二款				一九二	一七六	一六〇
		第三款				一五六	一四三	一三〇
		第四款				一三二	一二一	一一〇

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第四號表

傷病原因	症狀等差	下士官	兵
甲號 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一目	九九〇円	九〇〇円
	第二目	八二五	七五〇
	第三目	六六〇	六〇〇
	第四目	四九五	四五〇
	第五目	三三〇	三〇〇
	第六目	一六五	一五〇
乙號 普通公務	第一目	七九二円	七二〇円
	第二目	六六〇	六〇〇
	第三目	五二八	四八〇
	第四目	三九六	三六〇
	第五目	二六四	二四〇
	第六目	一三二	一二〇

附則（昭和八年法律第五〇號）

第一條　本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　本法施行前給與事由ノ生シタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生シタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條　第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條　第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ

至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラス同項ニ規定スル公務員カ第五十九條(改正前又ハ改正後)及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第五條　本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラス仍從前ノ規定ニ依ル

第六條　第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セス

第七條　傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生シタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病賜金ヲ受クヘキ事由ヲ生シタル者ニハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前賑恤金(之ニ準スルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生シタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生スル者ニハ之ヲ適用セス

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル增額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第八條　第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生スル者ニハ之ヲ適用セス

第九條　第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給(又ハ給料)カ昇給若ハ增額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

(參照施行令附則第一條第四條)

第十條　第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員カ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤續シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ內同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條　本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者カ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二條　前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ準用ス

第十三條　第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セス

第十四條　第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員カ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條　恩給法施行前同法第二十三條ニ揭クル公務員トシテ普通恩給(退隱料)ヲ受ケ引續キ文官ニ任シ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラス特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給(退隱料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ增額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラス恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ揭クル公務員トシテノ普通恩給(退隱料)ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條　第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付

テハ之ヲ適用セス

第十七條　本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者カ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限リ仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第十八條　本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケサリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條　前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生シタル場合ニ於テハ其ノ者カ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限リ此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第一項ノ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

◎恩給法施行令

（大正十二年八月十七日勅令第三百六十七號）

第一條　恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

第一條ノ二　受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ

一　前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戸籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戸籍謄本

二　前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（證書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月内ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス

第一條ノ三　各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二　遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者警察監獄職員竝其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四　第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ

第一條ノ五　恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルコトヲ要ス

第二條　恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條　恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

一　内地ニ於ケル公立ノ小學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

二　前號ニ掲クルモノヲ除ク外内地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三　朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四　朝鮮、臺灣、樺太、關東州（南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ）又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督（道ノ警部補、巡査及消防手竝其ノ遺族ノ恩給ハ道知事）臺灣ニ在リテハ臺灣總督（州又ハ廳ノ警部補及巡査竝其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長）樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五　内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）之ヲ裁定ス

六　恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事、（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ裁定ス

第四條　恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前一年間ノ俸給年額ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額（軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額）ニ依ル

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ分擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

一　恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付一年

二　恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤續ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付六月

前四項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條　恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條　左ニ揭クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一　地方官官制第二條ニ規定スル府縣判任官

二　都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三　神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四　朝鮮道立醫院職員ニシテ官吏タルモノ

第七條　恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戶山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生、海軍豫備生徒竝海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

第八條　恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣又ハ關東長官之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣又ハ關東長官之ヲ定ム

第九條　恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條　恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　道路管理職員制ニ依ル職員

二　地方土木職員制ニ依ル職員

三　地方產業職員制ニ依ル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

四　地方測候所職員制ニ依ル職員

五　地方學校衞生職員制ニ依ル職員

六　地方社會教育職員制ニ依ル職員

七　地方社會事業職員制ニ依ル職員

八　地方建築職員制ニ依ル職員

八ノ二　地方警察職員制ニ依ル職員

八ノ三　地方體育運動職員制ニ依ル職員

九　防疫職員制ニ依ル職員

十　稅關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員

十一　臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員

十二　廳府縣衞生職員制ニ依ル職員

十三　癩療養所職員制ニ依ル職員

十四　家畜防疫職員制ニ依ル職員

十五　朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、產業、衞生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

十六　臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衞生、產業、物產檢查、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ從事スル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

十七　關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ產業、土木、衞生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員

第十一條　恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師

二　造幣醫專賣醫及專賣藥劑師

三　陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

四　靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

五　鐵道醫

六　朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師竝臺灣ニ於ケル警察醫

七　臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員

第十二條　恩給法第三十二條第一項第一號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ地ノ屬スル地域ニ到着シタル月迄加算ス

前項ノ地域トハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ

恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ル

ノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一　動員（之ニ準スルモノヲ含ム）部隊ニ編入ノ月、動員（之ニ準スルモノヲ含ム）下令前ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス

二　戰爭開始後戰務ニ服スヘキ地ニ到リタル者及戰爭中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル加算ニ付之ヲ準用ス

第十三條　恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎭戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ル外

公務員鎭戍ノ爲内國ヲ出發シタルトキハ内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎭戍ノ終了後直ニ内國ニ歸還シタルトキハ

内國歸著ノ月迄加算ス

第十四條　恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　同月内ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ト

ル航空試驗ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ一月半

二　同月内ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乘シ又ハ五時間以上航空船航行中ノ艦繫留ノ氣球若ハ自由氣球

ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月

三　前二號ニ掲クルモノヲ除クノ外航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

第十五條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依

ル

第十六條　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタ

ル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止タル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健

康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

一　有毒ノ瓦斯若クハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ

二　排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乘員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乘員トシテノ現業勤務

三　炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條　恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸着シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到着シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第十九條ノ二　恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ亙ルトキハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第二十條　恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノトハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　年功ニ因ル加俸

二　府縣知事ノ指定地加俸

三　官立又ハ公立ノ大學ノ敎授又ハ助敎授ノ職務俸

四　第一號ニ揭クルモノヲ除クノ外市町村立小學校敎員加俸令ニ依ル加俸

五　警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

第二十一條　恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル

第二十二條　恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

一　マラリア(黑水熱ヲ含ム)

二　猩紅熱

二ノ二　痘瘡

三　コレラ

四　腳氣(戰地ニ限ル)

五　發疹チフス

六　腸チフス

七　パラチフス

八　ペスト

九　回歸熱

十　赤痢

十一　流行性腦脊髓膜炎

十二　流行性感冒

十三　肺ヂストマ病

十四　トリパノゾーム病
十五　ワイルス氏病
十六　カラアザール
十七　黄熱

第二十三條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病トハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
二　暴徒鎭壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
三　外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病
四　航空機ニ乘シ航空勤務中又ハ潛水艦ニ乘シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
五　職務ヲ以テ凶賊又ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病
六　職務ヲ以テコレラ又ハペストノ防疫診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病
七　急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

第二十四條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具癈疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス

特別項症
一　常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ
二　重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要スルモノ
三　身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症
一　複雜ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
二　精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
三　咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
四　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
五　肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
六　膝關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症
一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　兩耳全ク聾シタルモノ
五　腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
六　足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症
一　咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
三　肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

四　膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
五　兩身ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症
一　泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　兩眼ノ視力カ視標〇●一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三　腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
四　足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症
一　鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
二　頭部顏面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
三　一眼ノ視力カ視標〇●一ヲ〇●五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症
一　頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
二　一眼ノ視力カ視標〇●一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サル者
三　一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス
視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十四條ノ二　恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症
一　一眼ノ視力カ視標〇●一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二　一耳聾シタルモノ
三　一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症
一　一耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
二　一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症
一　一眼ノ視力カ視標〇●一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二　一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ
三　一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症
一　一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
二　一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
三　一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
四　一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第二十四條ノ三　恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ内地、朝鮮、臺灣、樺太關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居住ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ左ニ掲クル所得ハ右地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

一　恩給受給者カ右地域内ニ有スル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

二　右地域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當剩餘金ノ分配又ハ俸給、賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

第二十四條ノ四　前條第一項第二號ニ掲クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得稅法ニ規定スル個人ノ第三種所得ト同範圍トス

所得稅法第十八條第一號乃至第五號ニ掲クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス

第二十四條ノ五　恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得稅法第十四條第一項及第二項竝所得稅法施行規則第七條及第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條ノ六　恩給外ノ所得ハ毎年稅務署長ノ調査ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調査ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

稅務署長恩給外ノ所得ノ調査ヲ結了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ

前三項中稅務署長トアルハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル稅務官署トス

第二十四條ノ七　恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ年

七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付停止ヲ爲スヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遲延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得サルトキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨時ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定ス此ノ場合ニ於テハ其ノ停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得

恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ノ手續ヲ行ハス

恩給外ノ所得額ノ追加又ハ更訂アリタルトキハ恩給ノ停止額モ之ヲ更正ス

恩給給與ノ止ムヘキ事由生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付之ヲ爲ス

第二十四條ノ八　年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ朝鮮、關東州若ハ南洋群島ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有シ又ハ同地域ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルモ同地域内ニ有スル資產若ハ營業ヨリ生スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ裁定官廳カ内閣恩給局長ナルトキハ夫々朝鮮總督府、關東廳又ハ南洋廳ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ裁定官廳カ地方長官ナル場合ニ於テ恩給受給者カ裁定官廳ノ管轄内ニ住所又ハ居所ヲ有スルトキハ直接ニ裁定官廳ニ然ラサルトキハ住所若ハ居所又ハ資產若ハ營業ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セスシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第二十四條ノ九　恩給法第五十九條ノ二ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一　初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
二　月ノ中途ニ於テ昇給アリタルトキハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
三　休職、罰俸等ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來給與セラルヘキ俸給額ニ依ル

第二十四條ノ十　恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇級ニ付テハ左ノ例ニ依ル
一　級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ
二　同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ俸給ト看做ス
三　轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス

第二十五條　準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル
一　高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス
二　國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル
三　轉官ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

第二十六條　準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル
一　陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等トス
二　前號ニ揭ケサル陸軍ノ士官候補生陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒海軍經理學校生徒及海軍豫備生徒ハ判任官三等トス
三　前二號ニ揭ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵ニ準ス

第二十七條　教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル
一　教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル
二　準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條　警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ警部補ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條　待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

第三十條　恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ揭クルモノヲ謂フ
一　師範學校
二　高等女學校
三　專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）
四　中學校又ハ前二號ニ揭クル學校ニ準スヘキ學校
五　實業補習學校教員養成所
六　朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ揭クルモノニ準スヘキモノ
七　在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ揭クル學校ニ準スヘキモノ

第三十條ノ二　恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月ノ翌月ヨリ一年內ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第三十一條　恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ六目トス

第一目症

一　一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ

二　一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三　一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

一　一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第三目症

一　一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

二　一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ叩語ヲ解シ得サルモノ

三　一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ

四　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

一　一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ

二　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五目症

一　一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

二　一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ叩語ヲ解シ得サルモノ

三　一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ

四　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第六目症

一　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

二　前目ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十二條　第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條　恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ增加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條　削除

第三十五條　廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤續ト看做ス

第三十六條　恩給法第百一條ノ規定ニ依ル增額ハ左ノ區分ニ依ル

一　軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ增加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

二　軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三　增加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等竝ニ別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ增加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタル・モノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ增加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四　執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス

前項ノ增額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

第三十七條　恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ增額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依ル假定俸給年額ニ增加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

附　則

第三十八條　本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條　左ノ命令ハ之ヲ廢止ス　（省略）

第四十條　第十條各號ニ揭ケル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官ニ準スヘキモノトセラレタル者ニシテ現ニ在職スルモノハ之ヲ當該各號ニ揭ケル官制ニ依ル職員ト看做ス

附　則（大正十二年勅令五百二十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

附　則（大正十三年勅令第五十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ水雷艇乘員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（大正十三年勅令第四百七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之レヲ第十條第六號ニ揭ケル待遇職員ト看做ス

附　則（大正十五年勅令第二百四十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一項ニ揭ケル文官ト看做ス

附　則（昭和八年九月勅令第二百三十六號）

第一條　本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八竝ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生シタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ改正ニ拘ラス其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條　昭和八年法律第五十號附則（以下單ニ改正法律附則ト稱ス）第七條但書ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生シタル者ニ付テハ之ヲ生シタル月ヨリ起算シ新ニ受クヘキ恩給法別表第三號表

以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ揭ケル官制ニ依ル職員ト看做ス

附　則（大正十二年勅令五百二十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

附　則（大正十三年勅令第五十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ水雷艇乘員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（大正十三年勅令第四百七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之レヲ第十條第六號ニ揭ケル待遇職員ト看做ス

附　則（大正十五年勅令第二百四十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一項ニ揭ケル文官ト看做ス

附　則（昭和八年九月勅令第二百三十六號）

第一條　本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八竝ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生シタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ改正ニ拘ラス其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條　昭和八年法律第五十號附則（以下單ニ改正法律附則ト稱ス）第七條但書ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生シタル者ニ付テハ之ヲ生シタル月ヨリ起算シ新ニ受クヘキ恩給法別表第三號表

ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ給セス

前項ノ年數ノ一年ニ滿タサル部分ハ之ヲ月ニ滿タサルモノハ之ヲ切捨ツ

第四條　改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

一　轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セラルルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス

二　本俸ト之ニ準スヘキモノトヲ併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ增額アリタルトキハ改正法律附則第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準スヘキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス

三　俸給ノ法令ニ依ル增額アル場合ニ於テ其ノ增額分カ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ增加シ又ハ新ニ納付スヘキニ至リタル額以上ナルトキニ限リ俸給ハ增額セラレタルモノトシ之ニ及ハサルトキハ其ノ增額ナカリシモノトシテ取扱フ

第五條　改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨリ增額スル金額ノ一年分ト同額トス

控除ハ控除金額ノ總額カ一時恩給金額ニ達シタルトキヲ以テ之ヲ止ム

第六條　改正法律附則第十七條以下ノ規定ニ依リ同法施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員

二　文部省官吏

三　教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏

四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ

五　教育事務從事ノ從前ノ區統監府又ハ關東都督府ノ官吏

第七條　大正十三年勅令第四百七號附則第二項中「第六號」ヲ「第十號」ニ改ム

附　則（昭和八年勅令第三百五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ規定ニ依ル北海道廳事業手ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一號表削除

第二號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

內地	朝鮮	臺灣	樺太	南洋群島	其ノ他
北海道 國後郡 安渡移矢岬 松前郡 小島 幌筵島 占守島 石川縣 鳳至郡 舳倉島 長崎縣	京畿道 富川郡 木德島、德積島 忠淸南道 瑞山郡 雲島、格烈飛島 全羅南道 務安郡 七發島、小黑山島、紅島 莞島郡 魚龍島、港門島	臺北州 基隆郡 基隆街ノ內彭佳嶼 羅東郡 街庄ヲ置カサル蕃地中清水、牛鬪及松羅溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部 蘇澳郡 街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、大元山駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、蘇澳庄ノ內大南澳文山郡	散江郡 敷香郡 名好郡 名好村大字安別 留多加郡 西能登呂岬	各群島（パラオ列島中コロール島、サイパン島ヤップ島ヲ除ク）	北樺太 ペトロパヴロフスク ニコライウスク 農安 龍井 琿春 百草溝 局子街 間島頭道溝 通化

南松浦郡
女島
鹿兒島縣
川邊郡
草垣島

珍島郡
竹島、小鳥島
慶尚北道
鬱陵島
黃海道
長淵郡
小靑島
松禾郡
西島
平安南道
寧遠郡
平安北道
熙川郡
鐵山郡
大和島
朔州郡
昌城郡
潼關郡
楚山郡
渭原郡
江界郡
慈城郡
厚昌郡
咸鏡南道
新興郡
長津郡
豐山郡
三水郡
甲山郡

咸鏡北道
茂山郡
會寧郡
鐘城郡
穩城郡
慶源郡
慶興郡
右ニ揭クル地方ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ五里以內ニ在ル地ハ之ヲ除ク

臺南州
嘉義郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
高雄州
旗山郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
屏東郡
街庄ヲ置カサル蕃地中カウ、サンテイモン、バクヒヨウ、マカザヤ、ザヤ及カサギザン駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
潮洲郡
街庄ヲ置カサル蕃地中カピヤン、アマソン、ポンガリイ、スポン、歸化門、崁頭、內獅頭、獅仔頭及四重溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
恆春郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
東港郡
琉球庄
臺東廳
臺東廳管內中臺東街ヨリ里壠ニ至ル鐵道沿線二里以內ノ地域及其ノ以東ノ地域ヲ除キタル殘部
花蓮港廳
花蓮港廳管內中花蓮港街ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以內ノ地域及其ノ以東ノ地域ヲ除キタル殘部

海赤宜沙重成外新西新整嘉マダヴアスラバヤオラ
龍峯昌市慶都古疆內貫河盤義ニ
象
里馬
リベロンプ
レートパウルー
テヘラン
ハヴアナパナ
ドートサイ
ポート
孟買
コロンボ
カルカツタ
蘭貿
バタヴィア

街庄ヲ置カサル蕃地中タンピア、ウライ、ラハウ及阿玉駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
新竹州
大溪郡
街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケイフイ、カウツヤウ、竹頭角、水流東、角板山、合昭坪、ウライ、ヨウハブン、シツケイ、カウブウ、ラハウ及斷崖駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
竹東郡
街庄ヲ置カサル蕃地中內灣、カラパイ、屏山、錦屏山、ラハウ、メカラン、內橫屏山、シラック、メホマン、シライ、シバジイ、マイパイ、シガオ及大隘駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
大湖郡
街庄ヲ置カサル蕃地中八卦力、汶水、高熊峠及細道邦駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
臺中州
東勢郡
街庄ヲ置カサル蕃地中牛欄坑、稍來坪、白毛及中坪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
新高郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
能高郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部

（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

モンバサ
關東州
島圖

内地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州	南洋群島	其ノ他
北海道 厚岸大黒島 根室諸島 千島列島（安渡移矢岬、幌筵島及占守島ヲ除ク） 東京府 小笠原島 長崎縣 西彼杵郡 大立島 北浦松郡 五島白瀬、二神島 上縣郡 三島 福岡縣 宗像郡 沖島 鹿兒島縣 大島郡 會津高埼、住用村大字西仲間、龜津村大字龜津 天城村大字阿布木名字村大字西阿木名字實久村大字榮名原東方村大字嘉鐵字皆津 沖繩縣 大東島 伊江島 宮古島列島 八重山列島	京畿道 富川郡 八尾島、燒島 忠淸北道 丹陽郡 全羅北道 沃溝郡 末島 全羅南道 麗水郡 所里島 海南郡 時下島 慶尙北道 英陽郡 奉化郡 黃海道 遂安郡 谷山郡 松禾郡 姊妹島 平安南道 孟山郡 陽德郡 德川郡 平安北道 義州郡（義州面ヲ除ク） 龜城郡（龜城面ヲ除ク） 泰川郡 雲山郡 寧邊郡 博川郡 定州郡 宣川郡 鐵山郡（大和島ヲ除ク） 龍川郡 江原道 麟蹄郡 楊口郡 蔚珍郡 旌善郡 三陟郡 平昌郡 寧越郡 伊川郡 咸鏡南道 北靑郡 利原郡 端川郡 咸鏡北道 鏡城郡 明川郡 吉州郡	臺北州 宜蘭郡 頭圍庄ノ內龜山島 羅東郡 街庄ヲ置カサル蕃地中淸水、牛鬪、松羅溪駐在警察官管轄區域 蘇奧郡 街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、大元山駐在警察官管轄區域、蘇澳庄中東澳 文山郡 坪林庄中大字舌湖、柑腳坑、鷺鷥岬、大粗坑、淵瀨、櫚子寮、九芎林（字石槽、登子瀨、四堵ニ限ル）、街庄ヲ置カサル蕃地中タンビブウライ、ラハウ阿玉駐在警察官管轄區域 海山郡 街庄ヲ置カサル蕃地全部 新竹州 新竹郡 街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケヤキ、竹頭角、大溪郡 街庄ヲ置カサル蕃地中ウライヤ、カウジヤウ、合鴛坪、水流東、角板山、ウラフイ、シツケイ、カウヨハブン、シヨ	名好郡（名好村大字安別ヲ除ク）	海洋島 獐子島 小長山島 鳳鳴島 西中島	パラオ列島中 コロール島 サイパン島 ヤップ島 オムスク ノヴオシビルスク イルクーツク チタ ブラコウエスチエ ハバロフスク 滿洲里 黑河 齊々哈爾 掏太 洮南 鄭家屯 西遼河 安州 原 南 鹿 寧 湖 治 江口 沙 大 漢 長

臺灣
ボウ、ラハウ、斷崖駐在警察官管轄區域 竹東郡 街庄ヲ置カサル蕃地中內灣、カラン、內橫屏山、ラパイ、メカラン、シラツク、錦屏山、ラハウ、ホマン、シパジイ、シイガオ、大隘駐在警察官管轄區域 竹南郡 街庄ヲ置カサル蕃地全部 大湖郡 獅潭庄中大字獅潭字三治坑、永興、街庄ヲ置カサル蕃地中八卦力、汶水、高熊峠、細道邦駐在警察官管轄區域 臺中州 東勢郡 街庄ヲ置カサル蕃地中午欄坑、稍來坪、白毛、中坑坪駐在警察官管轄區域 能高郡 國姓庄中大字龜子頭、柑子林、瑞溝 臺南州 嘉義郡 大埔庄、小梅庄中大字生毛樹、科子林 新化郡

其ノ他
福州 廈門 汕頭 廣東 雲南 アレキサンドリヤ ケープタウン 墨西哥市 マサトラン サンパウロ サントス リオデジヤネーロ

地域	流行病
八重山列島	マラリヤ（黒水熱ヲ含ム以下同シ）、赤痢
鹿兒島縣大島郡、沖繩縣	デング熱
朝鮮	猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、赤痢、デング熱
臺灣	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、デング熱
南洋諸島	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黄熱、デング熱
滿洲 東州	ペスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、パラチフス、赤痢
關東州（滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム）那支	マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、赤痢、カラアザール
露領西伯利亞（薩哈嗹州ヲ含ム）	發疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、回歸熱、赤痢
比律賓諸島	マラリア、コレラ、腸チフス、パラチフス、赤痢
蘭領東印度諸島	マラリア、コレラ、ペスト、赤痢
佛領印度、暹羅緬甸、馬來半島	マラリア、コレラ、發疹チフス、ペスト、赤痢、カラアザール
英領印度	マラリア、コレラ、ペスト、赤痢、カラアザール
ペルシヤ	マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、回歸熱、赤痢
中央亞米利加	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黄熱
南亞米利加	マラリア、發疹チフス、黄熱
墨西哥	マラリア、發疹チフス、黄熱
亞弗利加	マラリア、ペスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾーム病、黄熱

城津郡（城津面ヲ除ク）
富寧郡
右ニ掲ケル地方ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ五里以内ニ在ル地ハ之ヲ缺ク

南化庄（大字北寮ヲ除ク）
高雄州
旗山郡
甲仙庄
屏東郡
六龜庄（大字新威ヲ除ク）
潮州郡
枋山庄
恆春郡
街庄ヲ置キタル地域全部
澎湖郡
臺東廳
臺東街ヨリ里壠ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域
花蓮港廳
花蓮港ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地

第四號表

在職最終俸給年額	增加スヘキ金額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額トス
五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ト七千圓トノ差額
三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ	千五百圓
千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額ニ二百圓ヲ加ヘタル額
三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ	在職最終俸給年額ノ五割ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ	三百圓
三百圓以下ノモノ	在職最終俸給年額十割ニ相當スル金額

第五號表

從前ノ法令 階等				
恩給法	將官及相當官	高等官	親任	一等
				二等
				三等
				四等
				五等
				六等
				七等
				八等
	准士官	判任官		一等
				二等
				三等
				四等
	兵	海軍一等兵		
		陸軍上等兵 海軍二等兵		
		陸軍一等兵 海軍三等兵		
		陸軍二等兵 海軍四等兵		

軍人恩給法			陸軍恩給令	陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡者祭粢竝ニ其家族扶助概則	海軍恩給令
將官及相當官	高等官	親任	大將	大將	大將
		一等	中將	中將	中將
		二等	少將同相當官	少將同相當官	少將同相當官
佐尉官及相當官		三等	大佐同相當官	大佐同相當官	大佐同相當官
		四等	中佐同相當官	中佐同相當官	中佐同相當官
		五等	少佐同相當官	少佐同相當官	少佐同相當官
		六等	大尉同相當官	大尉同相當官	大尉同相當官
		七等	中尉同相當官	中尉同相當官	中尉同相當官
		八等	少尉同相當官	少尉同相當官	少尉同相當官
准士官	判任官	一等	准士官	准士官	准士官
下士		二等	曹長同相當官	曹長同相當官	一等兵曹同相當官
		三等	軍曹同相當官	軍曹同相當官	二等兵曹同相當官
		四等	伍長同相當官	伍長同相當官	三等兵曹同相當官
兵卒	海軍一等卒				一等卒
	陸軍上等兵 海軍二等卒		上等兵		二等卒
	陸軍一等卒 海軍三等卒	一等卒	憲兵卒 會計卒 看護卒 看馬卒 樂生	兵卒	三等卒
	陸軍二等卒 海軍四等卒	二等卒			四等卒
	海軍五等卒				五等卒

海軍退隱令	
大將	
中將	
官相當同少將	
官相當同大佐	
官相當同中佐	
官相當同少佐	
官相當同大尉	
官相當同中尉	
官相當同少尉	
官	准士
	士機關副
	樂次手水長兵
屬	大端舟長機關長屬火長屬海軍九等
	水一等兵
	水二等兵
	水三等兵鍛冶三等
	水四等兵
	若一等水夫若一等兵烈

備考

一 大正九年三月三十一日以前ニ海軍兵曹長同相當官タリシ者ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トシ其ノ他ノモノハ高等官七等トス

一 大正十年三月三十一日以前ニ退職シタル陸軍一等樂長ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トス

一 名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

一 本表ニ該當セサルモノハ陸海軍武官官階及兵等級ノ例ニ依ル

第六號表

官吏恩給法 第十四條第二項	傷病原因	症狀等差	恩給法	
從前ノ法令			甲號	乙號
	特別項			
	第一項			
	第二項			
	第三項			
	第四項			
	第五項			
	第六項			
	特別項			
	第一項			
	第二項			
	第三項			
	第四項			
	第五項			
	第六項			
症項ヲ查定ス				

官吏恩給法施行規則 第十二條														
官吏恩給令附則 第五條														
軍人恩給法	第三號表甲號	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項							
	第三號表乙號	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號							
	第十條第二項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	症項ヲ查定ス						
明治四年兵部省達陸軍士官兵卒給葬諸定則		戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケタル者						戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受若ハ疾病ニ罹リタル者	一等傷痍	二等傷痍				症項ヲ查定ス
陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢竝ニ其家族扶助概則	第一條	第一項	第二項	第三項				戰鬪以外ノ公務ニ依リ傷痍ヲ受若ハ疾病ニ罹リタル者	第一項	第二項	第三項			
明治九年太政官達陸軍恩給令	第十一條	第一項	第二項	第三項				戰鬪以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受若ハ疾病ニ罹リタル者	第一項	第二項	第三項			
明治十六年太政官達陸軍恩給令	第十九條	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號		第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號
海軍退隱令	第十八條	第一號	第二號	第四號	第五號				第三號	第六號				

		第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第一	第二	第三	第四	第五	第六
海軍恩給令	第二十條	戰闘ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	戰闘以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受若ハ疾病ニ罹リタル者 第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則	第十五條							第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
公立學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則	大正十年閣令第八號第十五條							症項ヲ査定ス					
	明治二十五年文部省令第一條第十七條							第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
	明治四十五年朝鮮總督府令第八十二號第十七條							第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料支給規則	第十六條							第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令	第一條							第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號
巡査看守給助例	第四條							第一號			第二號		

備考 明治三十五年勅令第四十一號ニ定メタル事件ノ爲受ケタル傷痍ハ之ヲ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ト看做ス

第七號表

高等官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額
九、六〇〇	一二、〇〇〇
六、〇〇〇	八、〇〇〇
五、〇〇〇	六、〇〇〇
四、五〇〇	五、五〇〇
四、〇〇〇	五、〇〇〇
三、六〇〇	四、五〇〇
三、五〇〇	四、二〇〇
三、三〇〇	四、〇〇〇
三、〇〇〇	三、七〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇
二、六〇〇	三、二〇〇
二、五〇〇 二、四〇〇	三、〇〇〇
二、二〇〇	二、七〇〇
二、〇〇〇	二、五〇〇
一、八〇〇	二、二〇〇
一、六〇〇	二、〇〇〇
一、五〇〇	一、八〇〇
一、四〇〇	一、七〇〇
一、三〇〇	一、六〇〇
一、二〇〇	一、五〇〇
一、一〇〇	一、三〇〇
一、〇〇〇	一、二〇〇

判任官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額
一、二〇〇	一、四四〇
九〇〇	一、一四〇
七二〇	九〇〇
六〇〇	七八〇
五四〇	六六〇
四八〇	六〇〇
四二〇	五一六
三百六十圓以下	八十四圓ヲ加ヘタル額
三百二十四圓以下	七十二圓ヲ加ヘタル額
二百七十六圓以下	六十圓ヲ加ヘタル額
二百二十八圓以下	四十八圓ヲ加ヘタル額
百八十圓以下	三十六圓ヲ加ヘタル額
百三十二圓以下	二十四圓ヲ加ヘタル額

三	四	四	五	六	七	八	九
○	○	五	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

四	五	五	六	七	八	一、〇	一、一
○	○	五	○	五	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

備考

一　本表ノ俸給年額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル

一　本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ニ止ム

◎恩給給與規則

（大正十二年八月二十二日勅令第三百六十九號）

第一章　恩給ノ請求

第一條　普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受ケムトスル者ハ普通恩給請求書、增加恩給請求書又ハ傷病年金請求書ヲ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ裁定官廳ニ差出スヘシ

第二條　前條ノ恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　在職中ノ履歷書

二　戸籍抄本（之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ）（退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）

增加恩給請求書又ハ傷病年金請求書ニハ前項各號ニ揭クル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　傷痍疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類（例ヘハ現認者ノ現認證明書、所屬長ノ事實證明書等）

二　症狀ノ經過ヲ記載シタル書類

三　請求當時ニ於ケル診斷書

恩給ヲ改定スル場合ニ於テ前ニ恩給證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各號ニ揭クル書類ノ外其ノ恩給證書ヲ添附スヘシ

第三條　恩給法第五十條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ前條第二項第二號及第三號ニ揭クル書類ヲ添ヘ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定官廳ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル醫師ノ現在症狀證明書ノ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得

第四條　一時恩給ヲ受ケムトスル者ハ一時恩給請求書ニ在職中ノ履歷書ヲ添附シ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

第五條　傷病賜金ヲ受ケムトスル者ハ傷病賜金請求書ニ第二條第二項各號ニ揭クル書類ヲ添附シ陸軍軍人ニ在リテハ陸軍大臣、海軍軍人ニ在リテハ海軍大臣ヲ經テ內閣恩給局長ニ之ヲ差出スヘシ

第六條　扶助料ヲ受ケムトスル者ハ扶助料請求書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ第七條、第八條第一項第二號又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ裁定官廳ニ公務員（公務員ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ）ノ在職中ノ履歷書ヲ添付

スヘキ場合ニ於テハ公務員ノ本屬廳ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第七條　恩給法第七十三條第一項第一號ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　公務員ノ在職中ノ履歷書

二　請求者ノ戸籍謄本（之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ）（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テ公務員前ニ恩給證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前項各號ニ揭クル書類ノ外其ノ恩給證書ヲ添附スヘシ

第八條　恩給法第七十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其ノ恩給證書及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二　公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ前條第一項各號ニ揭クル書類

前條第二條ノ規定ハ前項第二號ニ揭クル書類ヲ添附スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第九條　前二條ノ場合ニ於テ公務員ノ死亡カ公務ニ因ル傷痍疾病ニ起因スルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ第二條第二項第一號及第二號ニ揭クル書類竝死亡者ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ヲ添付スヘシ前項ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ヲ添附スルコトヲ得サル場合ニ於テハ死亡ノ事實ヲ證スル公ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十條　恩給法第七十三條第一項各號ノ規定ニ依リ第二次以下ニ於テ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　前扶助料權者カ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ證スル書類

二　前扶助料權者ノ扶助料證書

三　請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テ前扶助料權者カ未タ扶助料ノ裁定ヲ經サルトキハ前項第一號ニ揭クル書類及前扶助料權者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ添附スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第十一條　恩給法第七十四條第二項ニ規定スル扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ第七條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十二條　恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者ハ扶助料停止申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

一　扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ證スル公ノ證明書

二　請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）ヲ添附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九條ノ規定ニ依ル扶助料轉給ノ請求ヲ爲スヘシ

第十三條　恩給法第七十九條ノ規定ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料轉給請求書ニ請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）ヲ添附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ但シ前條ノ規定ニ依リ請求者ノ戸籍謄本ヲ添附シタル場合ニ於テハ其ノ添附ヲ要セス

第十四條　恩給法第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ受ケムトスル者ハ一時扶助料請求書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ第十五條第二號又ハ第十六條ノ規定ニ依リ一時扶助料請求書ニ公務員ノ在職中ノ履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ公務員ノ本屬廳ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第十五條　恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其ノ恩給證書及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二　公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ公務員ノ在職中ノ履歷書及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

第十六條　恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　公務員ノ在職中ノ履歷書

二　請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

第十七條　恩給法施行令第二條第一項ノ規定ニ依リ恩給ヲ請求スル者ハ恩給ノ請求書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ其ノ本屬廳ヲ經由スヘキ場合ニ於テハ其ノ本屬長ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第十八條　前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ添附スルコトヲ要スヘキ書類

二　請求者ノ戸籍謄本（死亡シタル恩給權者ノ死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

第十九條　恩給法第八十一條ニ規定スル一時扶助料ヲ給セラルヘキ者數人アルトキ又ハ恩給法施行令第二條第一項若ハ第二項ノ相續人數人アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ恩給ノ請求又ハ恩給支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十條　恩給ノ請求ニ付恩給證書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ添附スルコトヲ得サルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事由ヲ屆出ツヘシ

第二十一條　經由廳カ廢止セラレタル場合ニ於テハ書類ハ其ノ廳ノ事務ヲ引繼キタル廳ヲ經由スヘシ

第二章　恩給ノ裁定

第二十二條　經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ恩給金額計算書ヲ作リ履歷書、證明書其ノ他ノ添附書類ニ付其ノ廳ニ於テ證明シ得ヘキモノハ證明シ速ニ裁定官廳ニ之ヲ送付スヘシ

經由廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得

請求者前項ノ期間內ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ經由廳恩給請求理由ナシト認メタルトキハ經由廳ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定官廳ニ送付スヘシ

第二十三條　裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ點ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認メタルトキハ年金タル恩給ニ付テハ恩給證書ヲ、一時金タル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘシ但シ第十七條ニ規定スル恩給ノ請求ニ對シテハ裁定通知書ヲ交付ス

裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得

請求者前項ノ期間內ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ裁定官廳恩給ヲ受クルノ權利ナシト認スタルトキハ裁定官廳ハ理由ヲ附シテ其ノ請求ヲ却下スヘシ

第二十三條ノ二　裁定官廳ハ恩給請求書類ニ依リ證明セントスル事實ノ一部ニ付十分ナル心證ヲ得サル場合ニ於テ爭ナキ部分ノ事實ノミヲ以テスルモ尙恩給ヲ給與シ得ルコトヲ認メタルトキハ之ヲ他ノ部分ト切離シ先ツ其ノ事實ノミニ基キ恩給ノ裁定ヲ爲スコトヲ得但シ之ニ因リテ別種ノ恩給ヲ給與スルニ至ルヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ爭アル事實ニ付立證ヲ得タルトキハ前裁定ヲ訂正スヘシ

第二十四條　權利者又ハ關係廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第二十五條　裁定官廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ訂正ノ爲必要ナル手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ關係廳ヲ經テ權利者ニ通知スヘシ

第二十六條　裁定官廳ハ審査上必要アリト認ムルトキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第三章　恩給ノ支給

第二十七條　恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ支給廳ニ呈示スヘシ

第二十八條　年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スヘカリシ恩給ハ支給期月ニ非サル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

年金タル恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ恩給ノ支給時期ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條　支給廳ハ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ノ消滅シ又ハ停止セラルヘキ原因タル事實アルコトヲ知リタルトキハ其ノ支給ヲ止メ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第四章　異動通知

第三十條　普通恩給ヲ受クル者官職ニ就キ恩給法第五十八條第一項第一號ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ停止セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ就職當時ノ本屬廳ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第三十一條　年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ（恩給法第九條第二項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク）又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第三十二條　年金タル恩給ヲ受クル者國籍ヲ失ヒ、死亡シ又ハ恩給法第八十條ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フ場合ニ於テハ本人、遺族又ハ緣故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第三十三條　年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ屆出ツヘシ

第三十四條　第三十條乃至前條ノ場合ニ於テ裁定官廳ト支給廳ト カ異ルトキハ裁定官廳ニ對スル通知又ハ屆出ハ支給廳ヲ經由スヘシ

第三十四條ノ二　恩給法施行令第一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ提出スル戸籍謄本又ハ戸籍抄本及證明書ハ之ヲ提出スヘキ月又ハ其ノ前月現在ニ於ケル受恩給者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第五章　恩給證書ノ返還及再交付

第三十五條　年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受クヘキ順位者ナキトキハ恩給證書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ恩給證書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ屆出ツヘシ

第三十六條　恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ裁定官廳ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十七條　恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ效力ヲ失フ亡失ヲ理由トシテ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ

第三十八條　年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ恩給證書及戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ屆出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁定官廳ハ恩給證書ニ改氏名ノ事實ヲ記載シタル上之ヲ權利者ニ返付スヘシ此ノ場合ニ於テ裁定官廳ト支給廳トカ異ルトキハ支給廳ヲ經由スヘシ

第六章　具申及裁決

第三十九條　恩給法第十三條第一項ノ具申ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十條　具申書ニハ左ノ事項ヲ記載シ具申者記名捺印シ證據書類其ノ他必要ナル書類ヲ添附スヘシ

一　具申者ノ氏名年齡及住所

二　對手者タル行政廳

三　具申ノ趣旨及理由

第四十一條　具申カ內閣恩給局長以外ノ者カ爲シタル行政處分ニ對スルモノナルトキハ具申書ハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ具申書ヲ受取リタル日ヨリ十四日內ニ辯明書及必要ナル書類ヲ添ヘ內閣恩給局長ニ之ヲ送付スヘシ

第四十二條　內閣恩給局長ハ必要アリト認ムルキトハ期限ヲ定メ辯明書ニ對スル辯駁書再度辯明書其ノ他必要ナル書類ヲ差出サシメ又ハ具申者若ハ對手者タル行政廳ノ主任者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條　裁決ハ理由ヲ附シタル裁決書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁決書ハ具申者及對手者タル行政廳ニ之ヲ送付スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和八年勅令第二百三十七號）

附　則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條乃至第三條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和八年勅令第三百十一號）

附　則

本令ハ昭和八年十月一日以後刑ニ處セラレタル場合ニ付之ヲ適用ス

◎恩給給與細則

（大正十二年十月一日閣令第七號）

國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノヽ給與細則

第一條　恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

一　本屬廳ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ高等文官、同待遇、高等官、試補、軍人及準軍人ニ在リテハ

所管大臣ニ、判任文官、同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長官ニ之ヲ差出スヘシ

二　陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノ及本屬長官カ陸軍大臣又ハ海軍大臣ナルトキハ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ニ之ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ハ順序ヲ經テ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ進達スヘシ

三　在外指定學校職員ノ差出スヘキモノハ所管領事官ニ之ヲ差出スヘシ

第二條　裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ內閣恩給局ニ差出スヘシ

第三條　恩給請求書類ハ概ネ別紙樣式（第一號乃至第十五條書式）ニ準シ作成スヘシ

第四條　恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事館ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ內閣恩給局ニ差出スヘシ

第五條　本屬廳其ノ他ノ經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ最終ノ經由廳アルトキハ最終ノ經由廳ニ於テ計算書（第十六號乃至第二十一號書式）ヲ作リ證據書類ヲ添附シ內閣恩給局ニ送付スヘシ但シ數個ノ經由廳アルトキハ其ノ一ヲ定メテ計算書ヲ作成スヘシ

第六條　內閣恩給局ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作リ請求者ニ之ヲ交付スヘシ

第七條　恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ內閣恩給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ

第八條　內閣恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ

第九條　恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ別紙樣式（第二十二號書式）ニ準シ再交付申請書ヲ作リ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ內閣恩給局ニ差出スヘシ

一　恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顚末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類竝其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署ノ公ノ證明ヲ要セス

二　恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顚末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十一條　恩給給與規則ニ依リ支給廳ヲ經テ內閣恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十二條　恩給法施行令第一條ニ規定スル恩給受給權調査票ハ別紙樣式（第二十五號書式）ニ準シ作成スヘシ

第十二條ノ二　恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作リ恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ閣令ハ之ヲ廢止ス

公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料等支給規則

其他消略

別紙

第一號書式

普通恩給請求書

年　月　日（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式

普通恩給
增加恩給　請求書

年　月　日（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式ノ二

傷病年金請求書

年　月　日（官職）ヲ退職シ（年　月　日役ヲ免セラレ候）候處在職中ノ傷痍（疾病）禦後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第四號書式

扶助料請求書

公務員又ハ
普通恩給權者　氏　名

右者年　月　日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第五號書式

扶助料請求書

前扶助料權者　氏　名

右者年　月　日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第六號書式

一時恩給請求書

年　月　日（官職）ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式ノ二

傷病年金請求書

年　月　日（官職）ヲ退職シ（年　月　日役ヲ免セラレ候）ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式

增加恩給請求書

年　月　日（官職）ヲ退職致候處在職中ノ傷疾（疾病）禦後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏　名　印

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第七號書式

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給者ノ退職當時ノ官職名　氏　名

右者　年　月　日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給者トノ身分關係
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第八號書式

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名　氏　名

右者　年　月　日在職中死亡候ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第九號書式

傷病賜金請求書

年　月　日（官職）ヲ退職シ（年　月　日役ヲ免セラレ）候ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十號書式

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料權者　氏　名

右者犯罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十一號書式

扶助料停止請求書

停止セラルヘキ扶助料權者　氏　名

右者　年　月　日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

年　月　日　申請者　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式

再審査請求書

年　月　日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラレ候處未タ傷痍（疾病）回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式ノ二

再審査請求書

年　月　日退職シ（年　月　日役ヲ免セラレタル）ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未タ傷痍（疾病）回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名　印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十三號書式

履歷書

退職當時ノ官職名

年　氏

月　日生

年月日	記事	官公署名

右相違ナキコトヲ證明ス

年　月　日　退（職當時ノ所屬廳ノ長）官職　氏名　印

備考

一　履歷書ハ二通提出スヘシ

一　學歷、位記勳記賞與等ノ記載ヲ要セス

一　官職任免、轉任、階等、昇級等ハ順ヲ逐ヒ間隙ナキ樣ニ詳記スヘシ

一　退職ノ事由ヲ明記スヘシ

一　退職當時ノ所屬廳ノ長ハ他廳ニ關スル事項ニ付テハ照會ノ上之ヲ詳記スヘシ

第十四號書式

現認證明書

公務員ノ官職名　氏名

右　者　年　月　日　午前（後）　時　地ニ於テ（何）ニ從事（中）何ニ因リ（何）ノ事情ノ下ニ負傷（罹病）シタルコトヲ現認候也

年　月　日

住所又ハ官職名

現認者　氏名　印

備考　本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ二名以上連名スヘシ

第十五號書式

事實證明書

公務員ノ官職名　氏名

右者　年　月　日ヨリ（何）ニ從事中　年　月　日（何）ノ狀況ニ於テ（何）ニ從事シ　月　日頃ヨリ（何）ノ症狀アルヲ訴ヘ爾後（何）ノ處置ヲ施シタリ

右證明ス

年　月　日

所屬長　氏名　印

備考　本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

第十六號書式　普通恩給金額計算書（省略）

第十六號書式ノ二　普通增加恩給金額計算書（省略）

第十六號書式ノ三　傷病年金金額計算書（省略）

第十七號書式　一時恩給金額計算書（省略）

第十八號書式　扶助料金額計算書（省略）

第十九號書式　恩給法第八十一條ノ一時扶助料金額計算書（省略）

第二十號書式　恩給法第八十二條ノ一時扶助料金額計算書（省略）

第二十一號書式　傷病賜金金額計算書（省略）

第二十二號書式

年　月　日

内閣恩給局宛　（貯金局經由）

裁判所

氏名	
住所	
退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	

恩給證書ノ記號番號	第　　號
罪名	
刑名	
刑期	
判決言渡年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
刑期滿了年月日	年　月　日

第二十三號書式

年　月　日

內閣恩給局宛（貯金局經由）

裁判所

氏名	
住所	
退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	

恩給證書ノ記號番號	第　　號
罪名	
刑名	
刑期	
判決言渡年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
判決確定年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
刑期滿了年月日	年　月　日
執行猶豫期間	
執行猶豫言渡取消年月日	年　月　日

第二十四號書式

恩給證書（裁定通知書）再交付申請書

一　恩給證書ノ記號番號（裁定通知書ノ番號）

一　恩給證書ノ日附（裁定通知書ノ日付）

一恩給金額
右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(或毀損)致候ニ付再交付相成度申請候
年　月　日

退職當時ノ官職名又ハ
公務員トノ身分關係
本籍地
現住所
氏名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局　○○郵便局

第二十五號書式

恩給受給權調査票

一、恩給證書記號番號
一、受給者住所氏名
一、受給權調査期月　昭和　年　月

備考　用紙ハ成ル可ク半紙四ツ切大又ハ半折大トスルコト

◎一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程

（昭和八年九月二十七日大藏省令第二十五號）

第一條　國庫負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合（以下單ニ再就職者ト稱ス）恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第八條ノ規定ニ依リ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給ノ返還ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ就職ト同時ニ勤務廳（又ハ之ニ相當スルモノ）ヲ經由シ本屬廳（以下單ニ就職官廳ト稱ス）ニ對シ履歷書二通其ノ他一時恩給金額ヲ確證スヘキ書類ヲ添ヘ一時恩給返還請書ヲ提出スヘシ

前項ノ一時恩給返還請書ニハ一時又ハ分割ノ返還ノ意思表示ヲ爲スヘシ

第三條　前條ノ書類ノ提出ヲ受ケタル就職官廳ハ其ノ履歷書一通ニ再就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添ヘ直ニ再就職者ノ受ケタル一時恩給ノ裁定官廳ニ送付スヘシ

前項ノ書類ヲ受ケタル裁定官廳ハ之ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還額ヲ算定シ就職官廳ニ通知スヘシ

第四條　就職官廳ハ第二條ノ規定ニ依リ再就職者ヨリ提出ニ係ル書類ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還金額ヲ算定シ再就職者ノ就職ノ翌月ヨリ一年以内ニ適宜納付期限ヲ定メ一般會計歲入トシ徵收スヘシ但シ再就職者一時恩給ノ返還ヲ完了セスシテ退職シ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生スヘキ場合ニ在リテハ其ノ

殘額ニ付テハ其ノ際一時ニ之ヲ徴收スヘシ

前項但書ノ規定ハ再就職者死亡ノ場合ニ在リテハ其ノ遺族扶助料ヲ受クル者ニ付之ヲ適用ス

第五條　就職官廳ハ前條ノ規定ニ依リ算定シタル一時恩給返還金額ニシテ第三條第二項ノ規定ニ依リ裁定官廳ヨリノ通知ニ依ル金額ト相違アリタル場合ニ於テハ之カ更正ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ更正ヲ爲シタル爲徴收金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徴シ過納アルトキハ其ノ基ク所ノ計算書ヲ添ヘ還付ノ手續ヲ採ルヘシ但シ還付ヲ要スヘキ金額ヲ其ノ後ノ一時恩給返還金ニ充當スルコトヲ妨ケス

第六條　再就職者一時恩給返還ヲ完了セスシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ就職官廳以外ノ官廳ニ勤務スルニ至リタルトキハ其ノ本屬廳（以下轉官廳ト稱ス）ニ於テ其ノ殘額ニ付第四條第五條ノ規定ニ準シ徴收又ハ還付ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ就職官廳ハ轉官官廳ニ一時恩給返還ニ關スル一件書類ヲ引繼クヘシ

第七條　再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ基キ一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ就職官廳又ハ轉官官廳ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スヘシ

就職官廳又ハ轉官官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ審査ノ上還付スヘキモノト認メタルトキハ一時恩給返還額ヲ證スヘキ書類及履歴書寫其ノ他ノ證明書類ヲ添ヘ之カ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ

第八條　就職官廳又ハ轉官官廳ハ一時恩給返還金額、分納期間分納金額、納期日（場所）、領收濟額、領收未濟額其ノ他一時恩給返還整理簿ヲ備ヘ各返還者毎ニ一時恩給返還ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第九條　國庫以外ノ經濟負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セスシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第五條及第八條ヲ準用ス但シ第二條中本屬廳及第三條乃至第五條及第八條中就職官廳トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟、第四條中一般會計歲入トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟ノ歲入トス

前項ノ規定ニ依リ再就職者一時恩給ヲ負擔シタル經濟ニ第二條ノ書類ヲ提出スル場合ニ於テハ其ノ就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

第十條　再就職者一時恩給返還ヲ完了セスシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ他官廳ニ勤務シ更ニ其ノ勤務廳ヲ變更スルニ至リタル場合ニ於テハ轉勤前ノ官廳ハ其ノ旨當該一時恩給返還金ヲ收納スヘキ經濟ニ通知スヘシ但シ一時恩給返還金ヲ收納スヘキ經濟ニ轉シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ再就職者退職又ハ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　再就職者一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ退職前勤務シタル官廳ヲ經由シ一時恩給返還金ヲ收納シタル經濟ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スヘシ

第十二條　恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ再就職者ノ返還スヘキ一時恩給カ國庫以外ノ經濟ノ負擔シタルモノナルトキハ當該經濟ハ前三條ニ據ルノ外其ノ定ムル所ニ依リ徴收又ハ還付スヘシ

附　則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 恩給法中大阪府知事ノ裁定ニ係ルモノノ給與細則

（大正十三年二月七日
大阪府令第七號）

第一條　恩給請求ニ關スル書類ハ別紙（第一號乃至第十五號）書式トス

第二條　前條ノ書類ハ之ヲ裁定者ニ提出スヘシ但シ其ノ第一號乃至第三號（公務員在職中死亡ニ因ル最初ノ）第六號第七號（ノ内公務員在職中死亡ニ因ル）第八號書類ニシテ警察又ハ教育職員ニ係ルモノハ所屬長（警察職員ニアリテハ退職又ハ死亡當時ノ所屬課、所、署長、學校長、園長、所長）ヲ經テ提出スヘシ

第三條　所屬事前條但書ノ書類ヲ受ケタルトキハ裁定者ニ進達スヘシ

第四條　裁定者給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ恩給證書又ハ裁定通知書（別紙第十六號乃至第十九號書式）ヲ請求者ニ交付ス但シ第三條ニ依リタルモノハ其ノ所屬長ヲ經テ交付ス

第五條　恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ受ケムトスル者ハ再交付申請書（別紙第十五號書式）ニ左ノ書類ヲ添付シ裁定者ニ差出スヘシ

一、恩給證書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ執リタル措置ヲ記載シタル書類竝其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書

二、恩給證書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書

第六條　恩給給與規則第三十三條ニ依リ年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ變更シタルトキハ左ノ書類ヲ添付シ速ニ裁定者ニ届出ツヘシ

一、本籍ヲ變更シタルトキハ本人ノ戸籍抄本

二、現住所ヲ變更シタルトキハ事實ヲ證明スル警察官署又ハ領事館ノ現住證明書但シ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明書

第七條　本則ニ定ムルモノノ外ハ恩給給與規則ニ依ル

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ手續ニヨリ本則施行ノ日迄ニ到着シタル恩給請求書類ハ本則ニ依リタルモノト看做ス

第一號書式

普通恩給請求書

年　月　日　〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日
氏　名　㊞

大阪府知事　氏　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式

普通恩給
増加恩給　請求書

年　月　日〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日
氏　名　㊞

大阪府知事　氏　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式

増加恩給請求書

年月日〇〇〇(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷痍(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付増加恩給ヲ給與改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日
氏　名　㊞

大阪府知事　氏　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第四號書式

扶助料請求書

公務員又ハ
普通恩給權者　氏　名

右ノ者　年　月　日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年　月　日
氏　名　㊞

大阪府知事　氏　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第五號書式

扶助料請求書

前扶助料權者　氏　　名

右者　年　月　日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年　月　日

氏　　名㊞

大阪府知事　氏　　名殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第六號書式

一時恩給請求書

年　月　日〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年　月　日

氏　　名㊞

大阪府知事　氏　　名殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第七號書式

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名　氏　　名

右ノ者　年　月　日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年　月　日

氏　　名㊞

大阪府知事　氏　　名殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第八號書式

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名　氏　　名

右者　年　月　日在職中死亡ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

年　月　日

氏　　名㊞

大阪府知事　氏　　名殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第九號書式

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料權者　氏　　名

右者犯罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係
本籍地
現住所

年　月　日

氏　　名　㊞

大阪府知事　氏　　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十號書式

扶助料停止請求書

停止セラルヘキ扶助料權者　氏　　名

右者　年　月　日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

年　月　日

申請者
氏　　名　㊞

大阪府知事　氏　　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十一號書式

再審査請求書

年　月　日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラレ候處未タ傷病（疾病）回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所

年　月　日

氏　　名　㊞

大阪府知事　氏　　名　殿

備考　請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式

履歷書

退職當時ノ官職名
氏　　名
年　月　日生

年月日	記事	官公署名

右ノ通ニ候也

年　月　日

氏　　名　㊞

備考　一、學歷位記勳記賞與等ノ記載ヲ要セス
二、官職任免、轉任昇給等ハ順ヲ追ヒ間隙ナキ樣ニ詳記スヘシ
三、退職ノ事由ヲ明記スヘシ

第十三號書式

現認證明書

公務員ノ官職名　氏　　名

右者　年　月　日午前(後)　時地ニ於テ(何)ニ從事中(何)ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負傷(罹病)シタルコトヲ現認候也

年　月　日

住所又ハ官職名

現認者

氏　　名　㊞

備考　本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ二名以上連名スヘシ

第十四號書式

事實證明書

公務員ノ官職名　氏　　名

右者　年　月　日ヨリ(何)ニ從事中　年　月　日(何)ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ　年　月　日頃ヨリ(何)ノ症狀アルヲ訴ヘ(何)ノ處置ヲ施シタリ

年　月　日

所屬長　氏　　名　㊞

備考　本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

第十五號書式

恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

一、恩給證書ノ記號番號(裁定通知書ノ番號)

一、恩給證書ノ日附(裁定通知書ノ日附)

一、恩給金額

右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(毀損)致候ニ付再交付相成度申請候

年　月　日

退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

氏　　名　㊞

大阪府知事　氏　　名　殿

元大阪府(官職)

氏　　名

一時恩給金　　圓

右恩給法ニ依リ之ヲ給ス

年　月　日

大阪府